

第8期 新見市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
－ 骨子案 －

令和2年11月6日

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 本市における計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定方法	4
6 介護保険制度の動き	5
7 日常生活圏域	11
第2章 高齢者を取り巻く現状	13
1 人口の動き	13
2 介護保険事業の現状と実績	16
第3章 本市における高齢者福祉の課題	21
1 第7期計画の検証結果から読み取れる課題	21
2 アンケート結果から読み取れる現状と課題	34
第4章 基本理念・基本目標	未
1 計画の基本理念	未
2 重点目標	未
3 施策の体系	未
第5章 施策の展開	未
1 地域包括ケアシステムの推進	未
2 医療・介護連携の推進	未
3 認知症対策の推進	未
4 日常生活支援・介護予防の推進	未
5 介護保険事業の充実と円滑な運営	未
6 高齢者の地域参加・活動環境づくり	未
7 生涯を通じた健康づくりの推進	未
第6章 介護保険サービス等の見込み	未

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成12年から運用が開始された介護保険制度は、現在、その創設からおよそ20年が経過しています。その間、介護保険サービス利用者数は大幅に増加しましたが、介護保険サービス提供事業所数も増加で推移しており、介護が必要な高齢者の支えの一つとして定着しつつあります。

しかし、全国的には、依然として高齢化の進行には歯止めがかからず、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加で推移すると見込まれています。

このような中、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら図られてきましたが、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた取組の推進が必要となってきています。

更に、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。この改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、高齢者の介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など制度上の従来の枠にとらわれることなく「支える側」「支えられる側」という関係を超え、お互いが助け合いながら暮らすことができる新しい福祉のまちづくりを目指すものです。

一方、昨今、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せています。感染拡大予防に伴う外出自粛により、高齢者の地域の集いの場をはじめとする社会参加機会の減少や家庭内での虐待被害の増加が危惧されていることなど、平常時とは異なる様々な影響が懸念されており、今後は、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

本市では、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「第7期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第7期計画」といいます。）を策定し、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

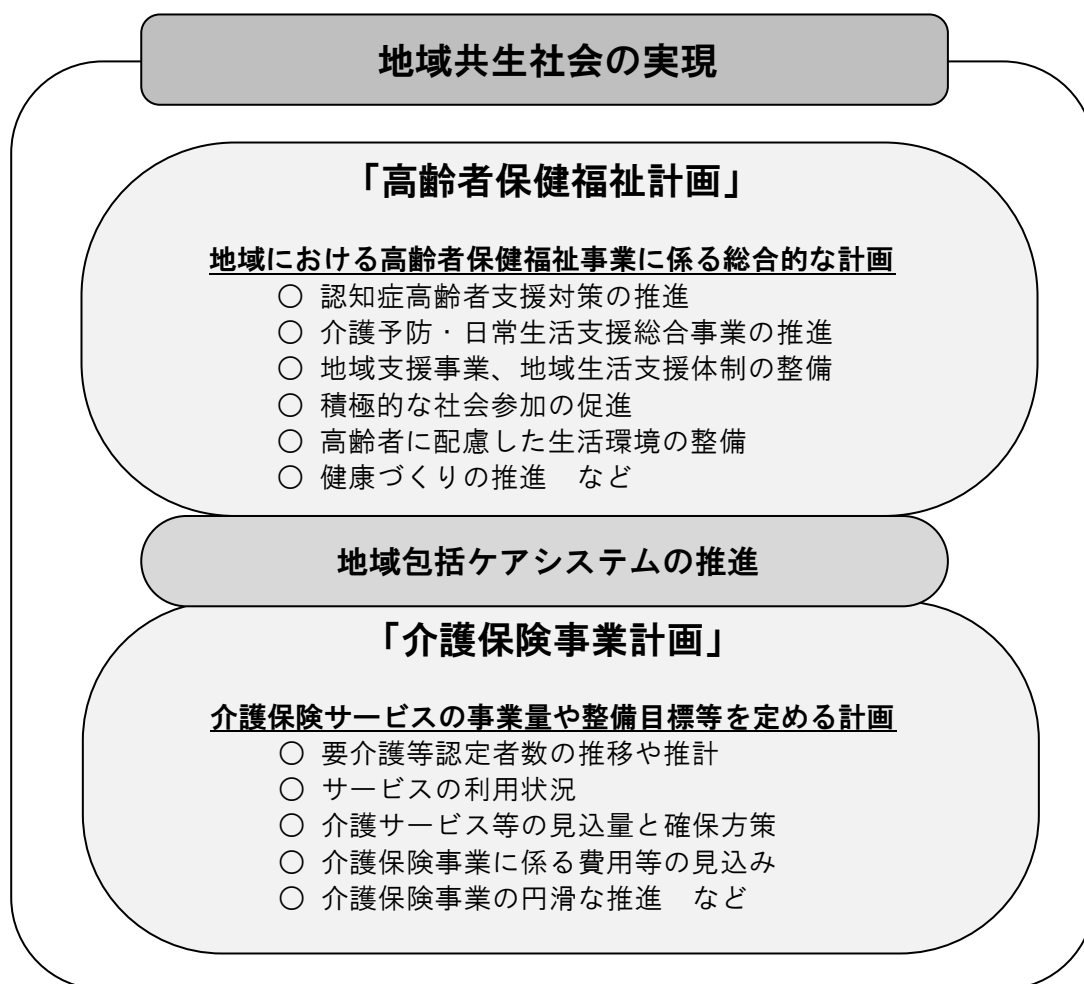
この間も、高齢化は進行し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進の強化が引き続き求められています。そのため地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、必要な施策を展開するための計画として、令和3年度から令和5年度までの3年間における「第8期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の性格

「高齢者保健福祉計画」は、「老人福祉法」第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」で、全ての高齢者を対象とした生きがいつくりや日常生活への支援など、高齢者に関する保健、福祉事業全般を対象とする計画です。

一方「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、要介護等認定者が、可能な限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健、福祉事業の展開が期待されることから、本市では両計画を一体的な計画として策定します。



3 本市における計画の位置付け

本計画は、国の地域共生社会の実現に向けた考え方を踏まえ、本市の上位計画である「第3次新見市総合計画」や福祉の上位計画である「新見市地域福祉計画」をはじめ、関連する分野別計画との整合に配慮するものです。

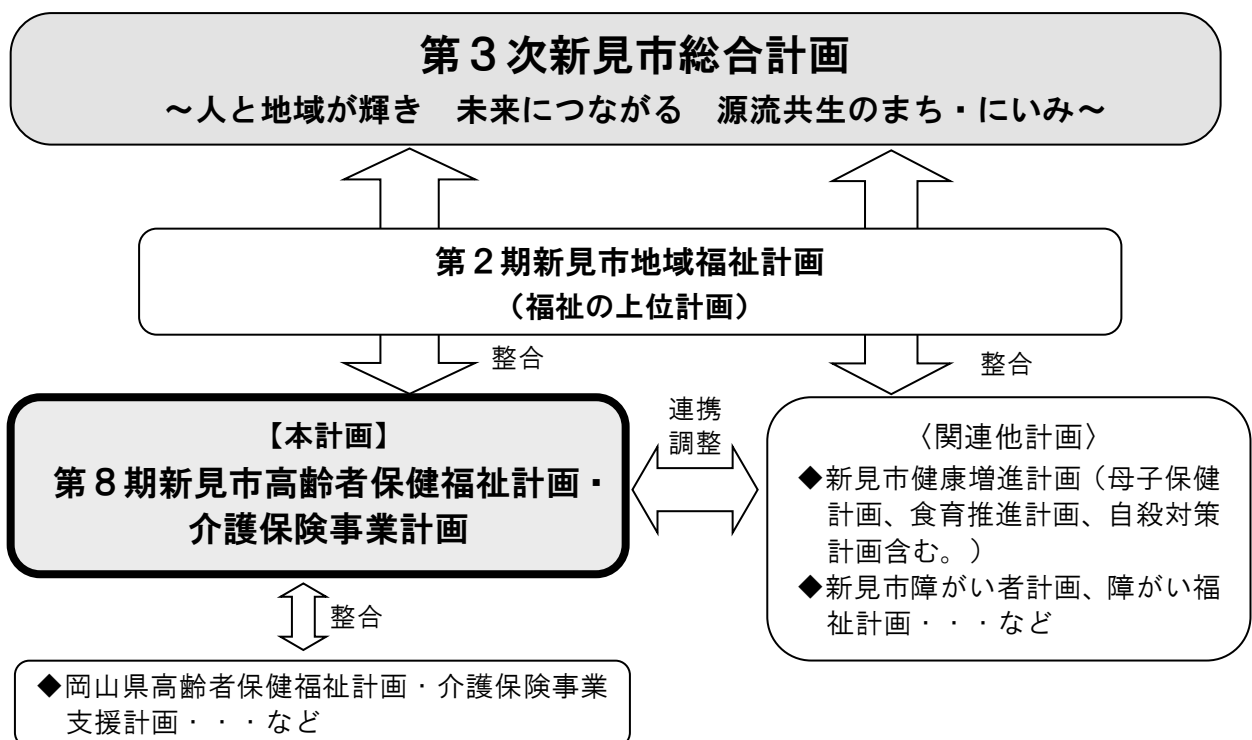
「第3次新見市総合計画」では、「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にしみ」という将来像を掲げ、まちづくりの方向の一つとして「地域共生社会の構築」を定めています。また、高齢者福祉の分野においては「高齢者が生きがいを実感でき 地域全体で支えるまち」を目指した福祉のまちづくりを推進しています。

「新見市地域福祉計画」は、総合計画の方針に基づき、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定め、本計画をはじめとする福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

本計画はこれらの施策の方向性に基づいて策定するものです。

また、岡山県の「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。令和5年度に、それまでの取組の評価、見直しを行い、令和6年度からの次期計画につなげます。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	第7期							
		見直し	第8期（本計画）					
					見直し	第9期（次期計画）		

5 計画の策定方法

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

市内の高齢者及び要介護等認定者を対象として、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）を実施しました。アンケートの内容については「国のモデル調査票」を踏まえて設計しています。

調査名称	令和元年度 新見市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	新見市 在宅介護実態調査
調査対象	住民基本台帳より無作為抽出した 65歳以上の高齢者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	郵送配布・回収	郵送及び認定調査員による面接聴取法
調査期間	令和2年3月	令和2年2月
配布数	1,200件	—
回収状況	895件（74.6%）	469件

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては「新見市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

※下線部分は予定。

6 介護保険制度の動き

(1) 介護保険制度等の改正の動き

令和2年6月、国においては「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されています。これにより「介護保険法」の一部が改正されました。「介護保険法」の改正では「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」をはじめ、「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」などが定められました。

参考／「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要

1 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

2 改正の概要（大分類）

- (1) 地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（「社会福祉法」「介護保険法」）
- (2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進（「介護保険法」「老人福祉法」）
- (3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（「介護保険法」「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」）
- (4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（「介護保険法」「老人福祉法」「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」）
- (5) 社会福祉連携推進法人制度の創設（「社会福祉法」）

(2) 第8期介護保険事業計画の基本指針

国は「介護保険法」第116条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村はこの基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

第8期計画期間においては、第7期計画期間における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に展望することが求められています。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025年（令和7年）、2040年（令和22年）を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「P D C Aサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- 在宅医療、介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- P D C Aサイクルに沿った推進に当たり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

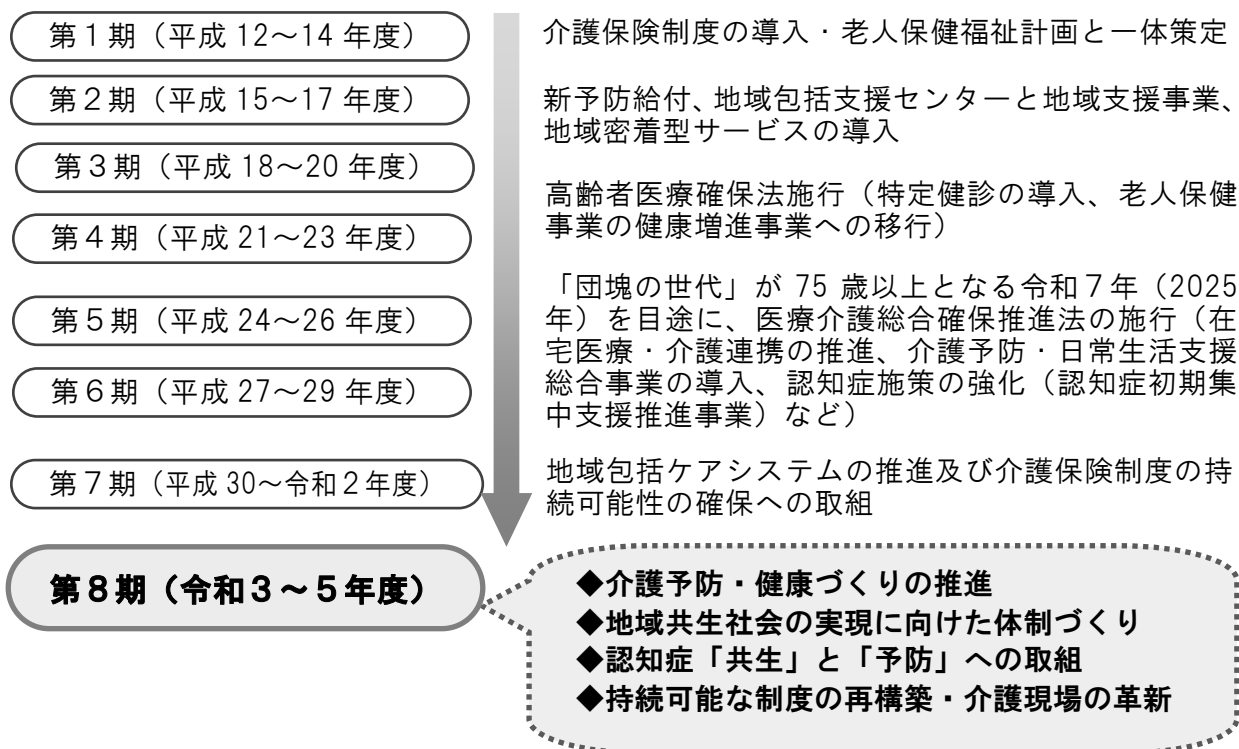
- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えの重要性について記載

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第7期計画では、第6期を踏まえて地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）に向けて、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。第8期では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、介護需要の見込みに応じた過不足のないサービス基盤の整備を図ることが求められています。

そのため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、目指すシステムの姿を明らかにするとともに、現時点での到達状況の評価や課題を抽出していく必要があります。

【介護保険事業計画の策定経過】



【近年の介護保険制度の流れ】

	第5期 平成 24～26 年度	第6期 平成 27～29 年度	第7期 平成 30～令和 2 年度	第8期 令和 3～令和 5 年度
	2025 年を見据えた対応			
			2040 年を見据えた対応	
高齢者・介護保険制度等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護の連携推進 ・生活支援サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療介護総合確保法 <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケア法 <ul style="list-style-type: none"> ＜地域包括ケアの深化＞ ◎地域包括ケアシステムの深化・推進 ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・医療介護の連携の推進 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ◎介護保険制度の持続可能性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■第8期計画に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> ・2025年以降の現役世代の急減 ■現状の課題 <ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、健康づくり ・家族支援、虐待防止 ○支え手 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能の強化 ・地域共生社会の実現 ・他職種連携／ICTの活用
		<ul style="list-style-type: none"> ●新オレンジプラン（2015～2025年） <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の普及・啓発（認知症サポート） ○様態に応じた医療・介護等の提供（医療等研修、認知症ケアパス） ●認知症施策推進大綱 		
その他		<ul style="list-style-type: none"> ●我が事・丸ごと地域共生社会（2016年） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、児童等の包括的な支援 ・複合課題（ダブルケア、8050問題）等への対応 ・「地域共生社会」の実現 ・一億総活躍社会（2016年）「安心につながる社会保障」介護離職者数をゼロに 		

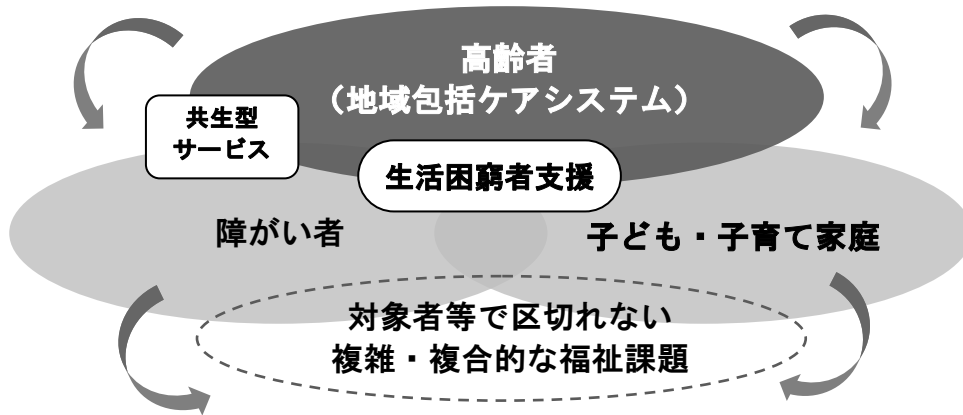
② 地域共生社会の実現

平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現に向けた方向性が示されました。

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子育て家庭など、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を支えていく社会とされています。

これからは「地域共生社会の実現」に向けた、「縦割り」ではなく「丸ごと」、「他人事」ではなく「我が事」として、一人一人の暮らしを支える地域づくりが必要です。

【地域共生社会の実現】



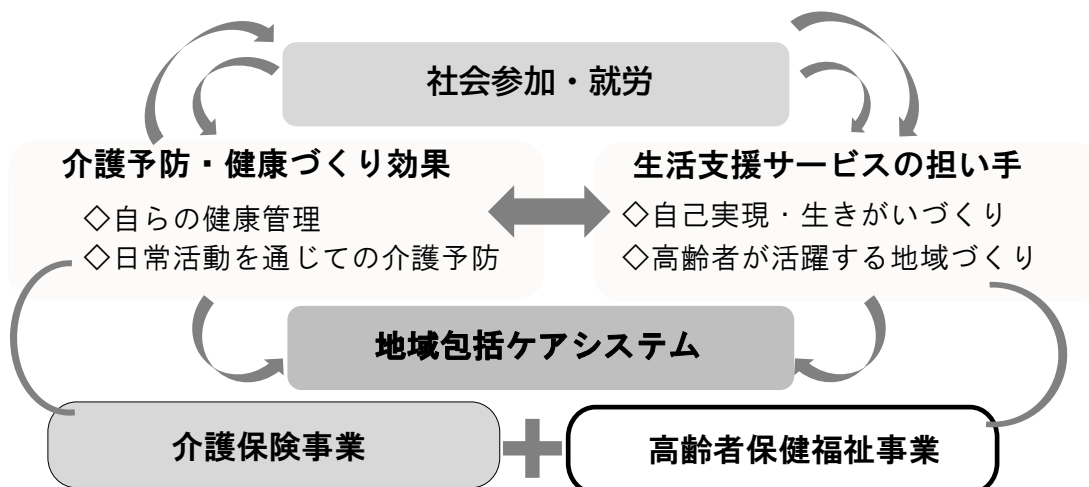
③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における現役世代（担い手）の減少が顕著となり、担い手の育成、養成が喫緊の課題となっています。

今日、地域包括ケアシステムは、我が国が目指す地域共生社会を実現するための中核とも言える仕組みであり、その対象者は、直面する高齢社会においては、その主な人的資源として高齢者、特に前期高齢者が想定されています。高齢者が介護予防や生活支援サービスの担い手として参加し、活躍できる仕組みを機能させていくことが大切です。

介護保険制度としても、特に介護予防、健康づくりの取組を強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

より多くの高齢者が、こうした活動に参画することによって、介護予防、健康づくりにつながるだけでなく、取組自体が地域のつながりの強化や地域の活力の維持、向上に寄与していくことが期待されます。



④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は、全国的には増加傾向にあり、多様な介護需要の受け皿の一つとして役割を担っています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県と市町村（保険者）は、住宅型有料老人ホームに関する情報連携を強化し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが求められています。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸として様々な施策が推進されています。

この大綱において「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味であり、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味として位置付けられています。

誤った受け止めによって新たな偏見や誤解が生じないように、「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要とされています。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

近年、介護職の人材不足に加え、今後は担い手となる現役世代の減少も顕著となることから、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。介護人材の確保については、都道府県と市町村（保険者）とが連携を強化するとともに、介護保険事業計画に介護人材の確保に向けた取組方針等を記載し、計画的な推進を図ることが必要とされています。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボットやICT活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが必要とされています。

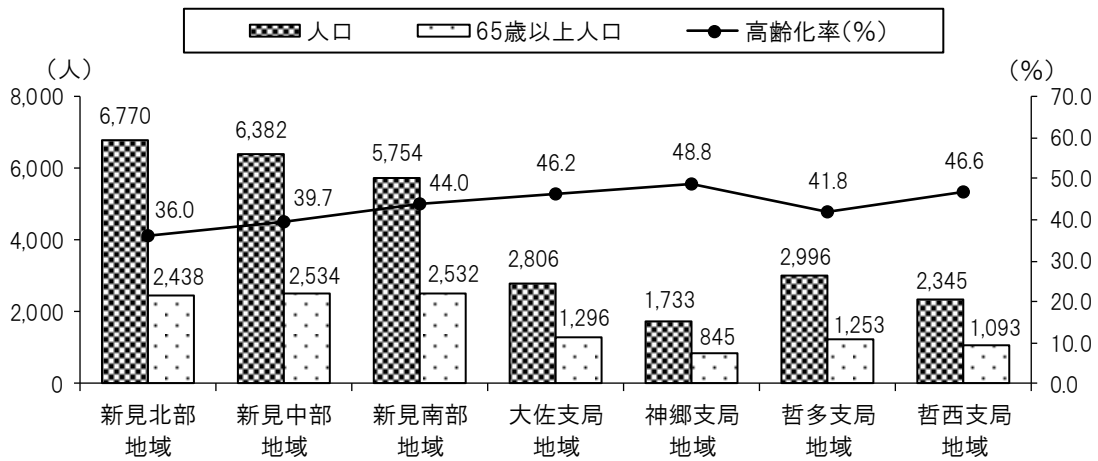
⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えの重要性についての検討が必要であるとともに、高齢者を取り巻く平常時とは異なる様々な影響に対する、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

7 日常生活圏域

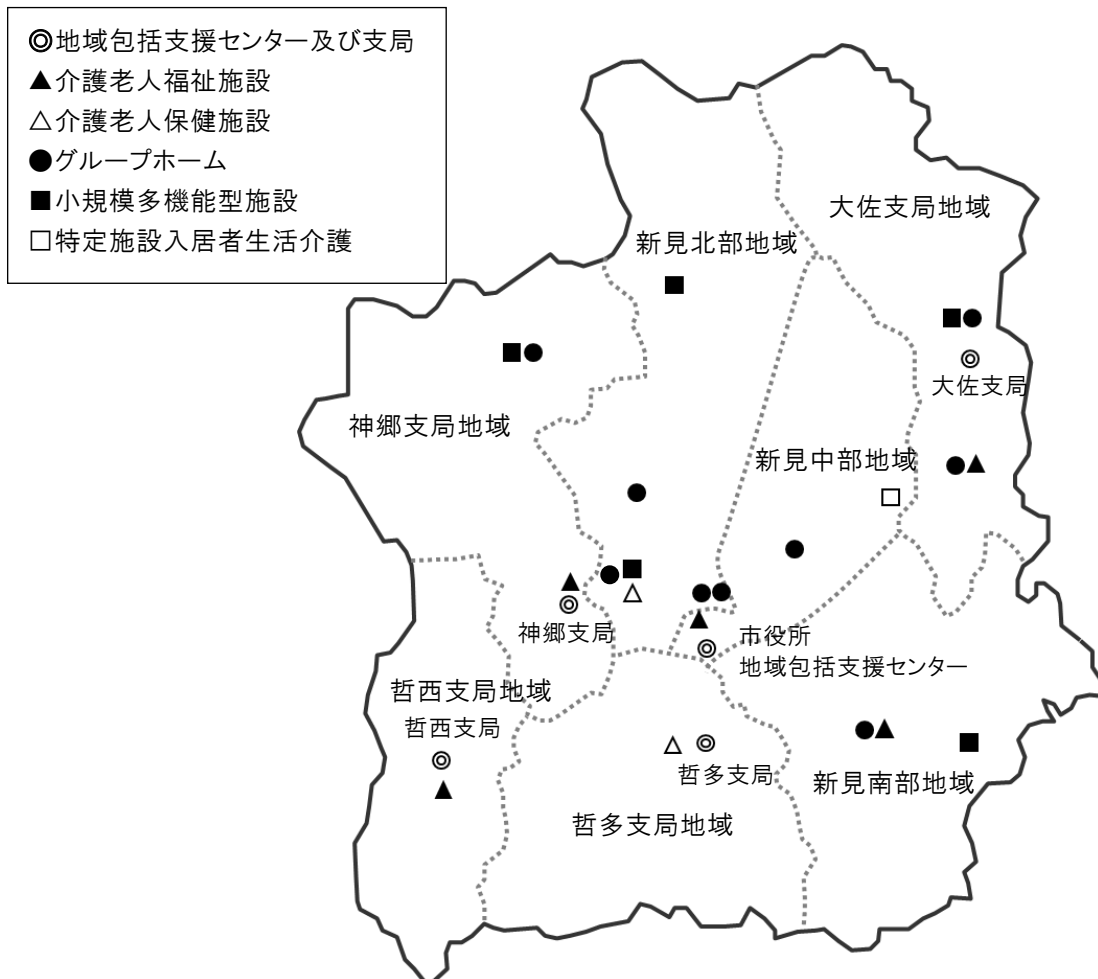
本市では、日常生活圏域として7つの地域を設定しています。人口は、北部地域が6,770人と最も多く、神郷地域が最も少なくなっています。また、高齢化率は神郷地域で48.8%と約半数を占め最も高く、次いで哲西地域(46.6%)、大佐地域(46.2%)の順となっています。

【圏域別人口】



資料: 住民基本台帳(令和2年3月末日現在)

【日常生活圏域図】



【圏域別サービス提供基盤の状況】

圏域名	事業所名
新見北部地域※	介護老人保健施設 くろかみ 100 床 グループホーム ファミリア愛 2 ユニット グループホーム 花みずき 1 ユニット グループホーム 花すゝき 1 ユニット グループホーム ウェルネス高尾 1 ユニット 小規模多機能型施設 おいでんせえ 1 箇所 小規模多機能型施設 ウェルネスたかお 1 箇所
新見中部地域※	特定施設入居者生活介護 ケアポート生き活き館新見 30 床 グループホーム げんき 1 ユニット 特別養護老人ホーム ゆずり葉 90 床
新見南部地域※	特別養護老人ホーム 唐松荘 130 床 グループホーム 心 1 ユニット 小規模多機能型施設 福の木 1 箇所
大佐支局地域	特別養護老人ホーム おおさ苑 50 床 グループホーム おおさ苑 2 ユニット グループホーム わが家 1 ユニット 小規模多機能型施設 わきあいあい 1 箇所
神郷支局地域	特別養護老人ホーム ケアポート生き活き館神郷 50 床 グループホーム にいざとさくらの丘 1 ユニット 小規模多機能型施設 にいざとさくらの丘 1 箇所
哲多支局地域	介護老人保健施設 すずらん 50 床
哲西支局地域	特別養護老人ホーム 哲西荘 50 床

※新見北部地域…千屋、坂本、馬塚、上市、足立、西方、高尾

新見中部地域…新見、金谷、熊谷、菅生

新見南部地域…正田、唐松、石蟹、長屋、井倉、法曾、草間、足見、土橋、豊永
(令和2年3月末日現在)

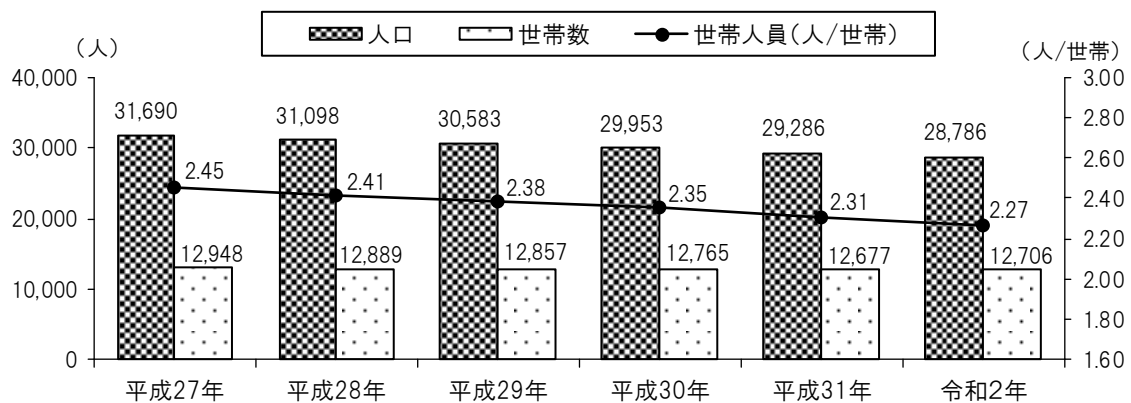
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口の動き

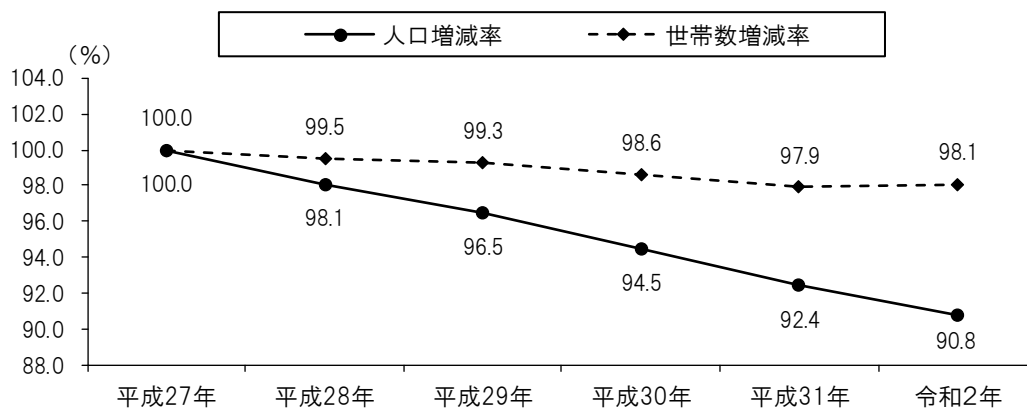
(1) 人口の推移

本市の人口は、令和2年3月末日現在 28,786 人（平成 27 年を 100.0 とした場合 90.8）となっており、平成 27 年から約 2,900 人の減少となっています。また、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 27 年の 2.45 人から令和2年で 2.27 人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】

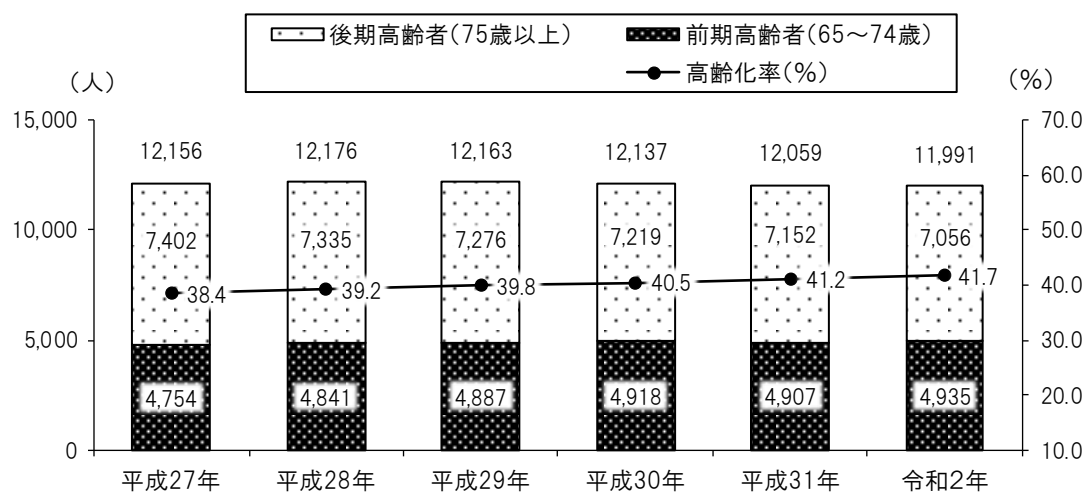


注：増減率は、平成 27 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2) 高齢化の状況

本市の高齢者人口（65歳以上）は緩やかな減少傾向にあり、令和2年3月末日現在で11,991人、高齢化率は約4割（41.7%）となっています。前期高齢者（65～74歳）は、令和2年で4,935人（65歳以上全体に占める構成比41.2%）、後期高齢者（75歳以上）は7,056人（同58.8%）となっています。

【高齢者人口の推移】



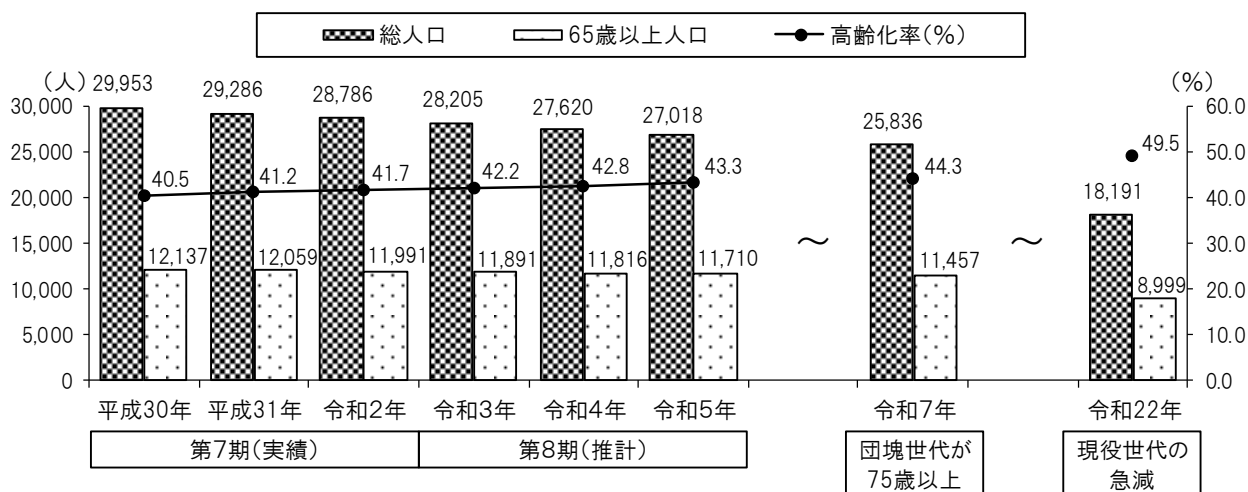
資料: 住民基本台帳(各年3月末日現在)

(3) 高齢者人口の将来推計

本計画期間（第8期）における本市の今後の人口動向について、コーホート要因法※による推計結果では、本市全体の人口は緩やかな減少が続きます。

一方、高齢者の人口も緩やかな減少で推移すると予測されていますが、将来的な人口減少に伴い、高齢化率は増加すると予測されています。

【人口の将来推計】



	実績←				→推計			
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口(人)	29,953	29,286	28,786	28,205	27,620	27,018	25,836	18,191
65歳以上人口(人)	12,137	12,059	11,991	11,891	11,816	11,710	11,457	8,999
高齢化率(%)	40.5	41.2	41.7	42.2	42.8	43.3	44.3	49.5

資料：平成30年～令和2年は住民基本台帳(各年3月末日現在)、令和3年以降はコーホート要因法による推計(令和2年7月推計)

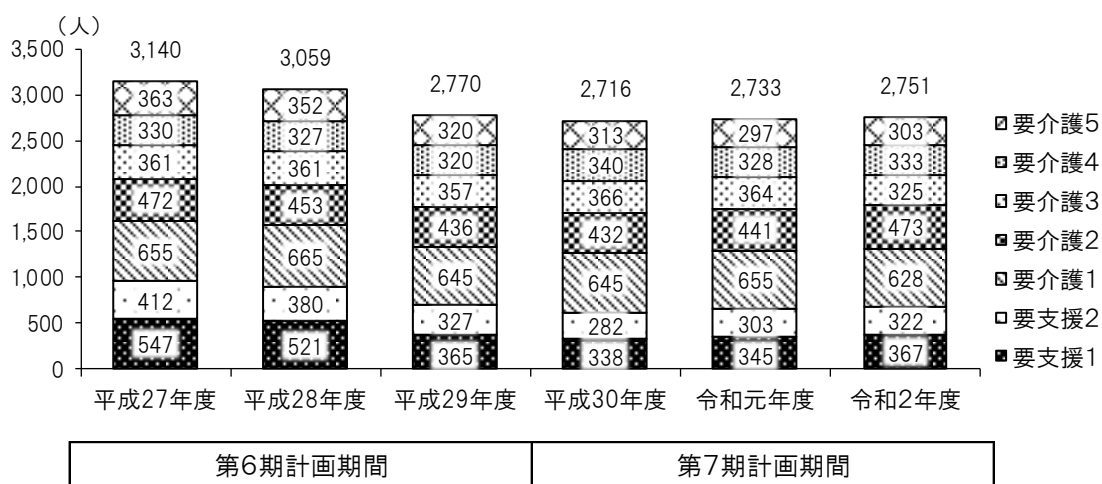
※コーホート要因法とは、同期間に出生した集団(＝年齢層のかたまり)を示し、各年齢階層について、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転入と転出)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法であり、年齢階層ごとに細かく推移を把握することができる方法です。

2 介護保険事業の現状と実績

(1) 要介護等認定者数と認定率

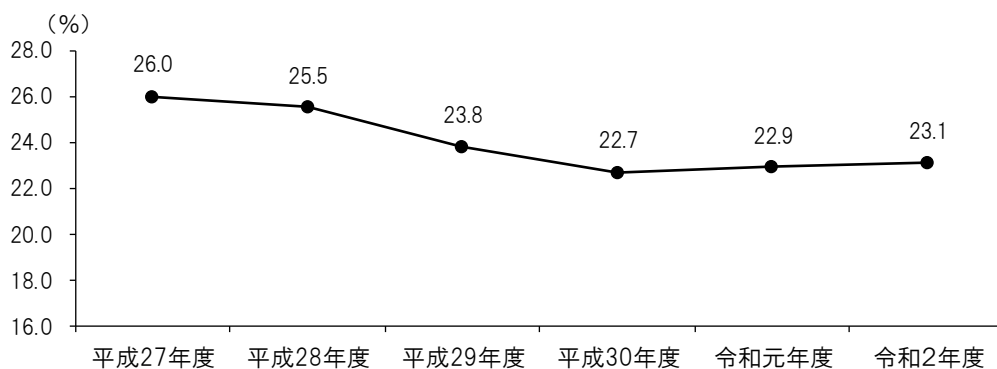
本市の要介護等認定者数及び要介護等認定率は共に、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降、緩やかな増加で推移しています。

【要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告(各年度10月月報)

【要介護等認定率の推移】



注：要介護等認定率＝認定者数(第1号被保険者)÷第1号被保険者数

資料：介護保険事業状況報告(各年度10月月報)

(2) 介護保険サービス利用状況

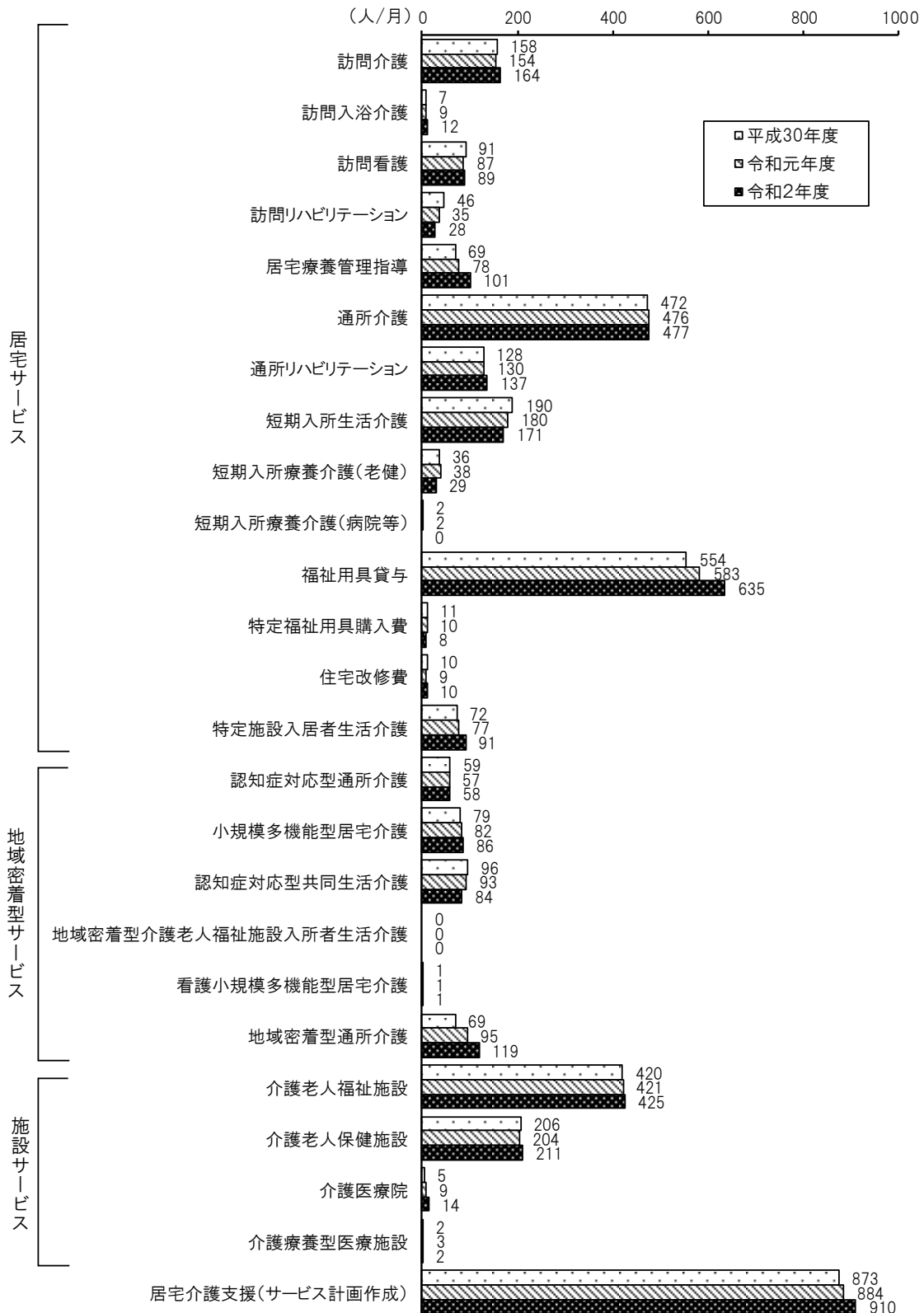
①介護給付

居宅サービスについて計画値との対比をみると、平成 30 年度では「訪問看護」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」において、利用者数が計画値を上回っています。令和元年度では、利用者数は全体的に計画値を下回っていますが、「福祉用具貸与」では計画値を上回っています。

(単位:人/月)

サービス種類		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅サービス	訪問介護	179	158	181	154	187	164
	訪問入浴介護	10	7	10	9	10	12
	訪問看護	85	91	90	87	94	89
	訪問リハビリテーション	84	46	90	35	94	28
	居宅療養管理指導	87	69	107	78	121	101
	通所介護	481	472	481	476	485	477
	通所リハビリテーション	160	128	164	130	169	137
	短期入所生活介護	183	190	189	180	192	171
	短期入所療養介護(老健)	38	36	35	38	35	29
	短期入所療養介護(病院等)	2	2	2	2	3	0
	福祉用具貸与	542	554	575	583	606	635
	特定福祉用具購入費	14	11	14	10	14	8
	住宅改修費	16	10	16	9	16	10
	特定施設入居者生活介護	84	72	84	77	84	91
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	64	59	64	57	64	58
	小規模多機能型居宅介護	73	79	73	82	93	86
	認知症対応型共同生活介護	95	96	99	93	108	84
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	1	0	1	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	1	0	1
	地域密着型通所介護	88	69	88	95	88	119
施設	介護老人福祉施設	430	420	430	421	430	425
	介護老人保健施設	225	206	225	204	225	211
	介護医療院	0	5	0	9	26	14
	介護療養型医療施設	4	2	4	3	4	2
居宅介護支援(サービス計画作成)		926	873	935	884	935	910

居宅サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は、令和元年度の実績では「福祉用具貸与」が最も多く、次いで「通所介護」「短期入所生活介護」「訪問介護」「通所リハビリテーション」が続いています。「福祉用具貸与」は、前年度（平成30年度）から増加傾向にあります。一方、「訪問リハビリテーション」「短期入所生活介護」などは減少しています。



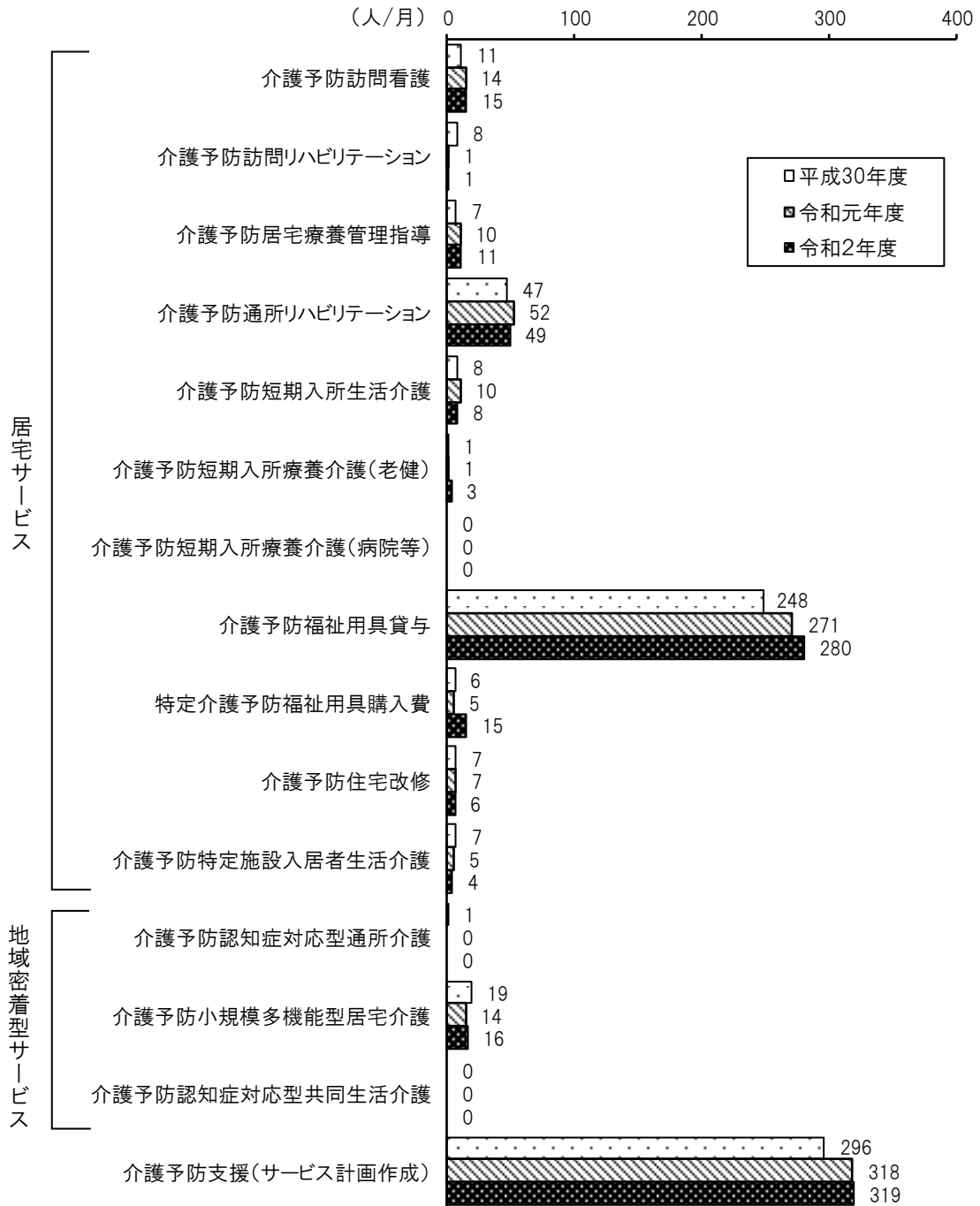
②介護予防給付

令和元年度の実績について計画値との対比をみると、居宅サービスについては「介護予防訪問看護」「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護（老健）」「介護予防特定施設入居者生活介護」の利用者数が計画値を上回っています。

(単位:人/月)

サービス種類		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅サービス	介護予防訪問看護	12	11	12	14	12	15
	介護予防訪問リハビリテーション	12	8	12	1	12	1
	介護予防居宅療養管理指導	12	7	9	10	7	11
	介護予防通所リハビリテーション	58	47	59	52	60	49
	介護予防短期入所生活介護	8	8	8	10	9	8
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	1	0	1	0	3
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	288	248	288	271	288	280
	特定介護予防福祉用具購入費	12	6	11	5	11	15
	介護予防住宅改修	11	7	11	7	11	6
	介護予防特定施設入居者生活介護	4	7	4	5	4	4
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	1	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	27	19	27	14	32	16
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防支援(サービス計画作成)		350	296	350	318	350	319

介護予防サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は令和元年度の実績では「介護予防福祉用具貸与」が最も多く、次いで「介護予防通所リハビリテーション」が続いています。「介護予防福祉用具貸与」の利用者数は、前年度（平成30年度）から増加していますが、「介護予防訪問リハビリテーション」は減少しています。



第3章 本市における高齢者福祉の課題

1 第7期計画の検証結果から読み取れる課題

本市では、第7期計画に基づき高齢者福祉の取組を実施しており、それらの取組は、福祉分野のみならず市内横断的に多様な分野に及びます。そのため、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して検証を行い、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第7期計画で掲げた6つの基本目標ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第7期計画の施策体系】

重点目標 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして	
基本目標1 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 医療・介護連携の推進 (3) 地域ケア会議の推進 (4) 地域福祉の推進 (5) 権利擁護の推進
基本目標2 認知症対策の推進	(1) 認知症予防・ケア対策の推進 (2) 家族介護者への支援 (3) 地域で見守る体制の推進 (4) 若年性認知症の人への支援
基本目標3 介護予防と生活支援の推進	(1) 一般介護予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の実施 (3) 生活支援サービスの体制整備 (4) 在宅福祉サービスの推進
基本目標4 介護保険事業の充実と円滑な運営	(1) 介護保険サービスの質の確保・向上 (2) 制度の適正・円滑な運営
重点目標 健康で生きがいのある地域をめざして	
基本目標5 高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備	(1) 生きがい活動への支援 (2) 社会参加活動の推進 (3) 高齢者の住まいの確保
基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 生活習慣病予防 (2) 健康維持・増進

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

施策の展開(1) 地域包括支援センターの機能強化

【これまでの主な取組内容】

- 目標を明確にした地域包括支援センターの運営方針に基づき、円滑かつ効率的な業務運営に努めました。特に、保健師(看護師)、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士の3職種の人員確保と資質向上に努め、機能強化を推進しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題*

- 今後も、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて、積極的に研修参加や主任ケアマネジャー等の資格取得を目指し、地域包括支援センターの機能強化を図る継続的な取組が必要です。

※継続して取り組む内容も含む。(以下同様)

施策の展開(2) 医療・介護連携の推進

【これまでの主な取組内容】

- 新見地域医療ネットワークと連携して事業を推進するとともに、「在宅医療連携ガイド」の毎年度更新、関係者への配布や「医療・介護れんらく帳」の要介護等認定者への配布など、医療、介護間での情報共有や切れ目のない支援を推進しました。
- 在宅医療・介護連携支援センター「まんさく」を相談支援の拠点として、新見地域入退院支援ルールの手引きや多職種連携エチケット等を作成し、活用を推進しました。また、Z連携(ICTを活用した在宅医療、介護を支援する多職種連携ツール)と連動した遠隔TV会議を実施し、広域での連携を図りました。
- 高梁川流域の関係市町との情報交換や研修等へ積極的に参加し、連携強化を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 引き続き、新見地域医療ネットワークと連携して、医療と介護の連携を強化し情報共有を進め、切れ目のない支援を推進する必要があります。

施策の展開(3) 地域ケア会議の推進

【これまでの主な取組内容】

- 住民と専門職が地域の福祉課題解決に向けて協議する場として「小地域ケア会議」を、また、小地域ケア会議における取組の紹介や活動の評価を行う「小地域ケア会議全体会」を開催しました。小地域ケア会議は、市内39地区中31地区で開催され、小地域ケア会議全体会参加者は、近年、増加傾向で推移しています。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 小地域ケア会議の全地区での開催に向け、引き続き地域ケア会議の推進が必要です。また、関係者への参加促進が必要です。

施策の展開（４）地域福祉の推進

【これまでの主な取組内容】

- 地域住民や事業者、関係機関との連携による、高齢者等の見守りネットワーク「高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）」を推進するとともに、協力事業者の参画促進に努め、令和元年度末で21事業所と協定締結を行いました。
- 介護サービスを利用していない80歳以上の独り暮らしの高齢者を月に1回訪問し、安否確認等を行いました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 独り暮らしの高齢者の安否確認は、近所付き合いの希薄化により、不在の確認が取りにくいいため、より効果的な確認方法を検討する必要があります。

施策の展開（５）権利擁護の推進

【これまでの主な取組内容】

- 成年後見制度の周知と利用促進を図るとともに、成年後見人等の確保に努めました。
- 地域包括支援センターと関係機関との連携を強化し、虐待を速やかに通報、相談できる体制を構築するとともに、定期的な会議の開催による迅速な対応、適切な支援に努めました。
- 虐待防止の啓発を行い、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた適切な支援ができるよう、施設職員や支援者を対象に虐待防止研修会を開催しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 成年後見制度の更なる周知及び利用促進を図ることが必要です。
- 地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を強化し、引き続き虐待への迅速な対応、適切な支援に努めることが必要です。
- 虐待防止の啓発に努めるとともに、施設職員や支援者のスキルを向上し、適切な支援を行うことが必要です。

基本目標2 ネットワーク構築のための地域ケア会議の推進

施策の展開(1) 認知症予防・ケア対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 認知症初期集中支援チームの体制を強化し、本人や家族に寄り添いながら、医療や必要な介護サービスへつなぎ、継続的な支援を行いました。
- サロン等の集いの場において、認知症予防講座やiPad教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 今後も継続的な認知症予防・ケア対策の推進が必要です。

施策の展開(2) 家族介護者への支援

【これまでの主な取組内容】

- 様々な機会を捉えて、認知症に関する相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、早期に相談できる体制づくりを推進しました。
- 身近できめ細かなサービス提供体制の構築を目指し、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護施設を併設する施設を新設しました。
- 「認知症カフェ」の設置を推進し、本人や家族の介護の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、周知に努めました。令和元年度は市内4か所で認知症カフェが開催されました。
- 「認知症あんしんカード」を作成し、相談窓口の周知などに努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 引き続き「認知症あんしんカード」などを活用して相談窓口の周知を図るとともに、早期に相談できる体制づくりの推進が必要です。
- 地域との連携を見据え、「認知症カフェ」の充実を図る必要があります。

施策の展開（３）地域で見守る体制の推進

【これまでの主な取組内容】

- 認知症講演会や予防講座の開催をはじめ、「認知症安心ガイドブック」「認知症になっても安心リーフレット」等を活用し、認知症についての正しい知識の普及を図りました。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、その育成に努めました。
- サポーターの講師役であるキャラバン・メイトを増やすとともに、認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、認知症支援に関する課題の抽出等を行いました。

【認知症対策の推進】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
認知症キャラバン・メイト 取得者数(人)	85	83	87	93	89	93
認知症サポーター人数(人)	4,600	4,786	4,800	4,982	5,000	5,049
認知症カフェ開催箇所数 (箇所)	3	3	4	4	5	3
認知症初期集中支援チーム 新規対応件数(件)	7	8	7	3	7	3

資料：包括支援センター運営協議会（各年度3月31日現在、令和2年度は見込値）

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 令和元年度末現在、キャラバン・メイトは93名、認知症サポーターは5千名近くとなりました。今後も育成の推進が必要です。

施策の展開（４）若年性認知症の人への支援

【これまでの主な取組内容】

- 若年性認知症の専門相談窓口である「おかやま若年性認知症支援センター」と連携し、支援を行いました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 現状把握を行うとともに、若年性認知症の人への継続的な支援が必要です。

基本目標3 介護予防と生活支援の推進

施策の展開(1) 一般介護予防事業の推進

【これまでの主な取組内容】

○令和元年度の「介護予防普及啓発事業（健康教育等）」開催回数は、前年度を少し上回りましたが、延べ参加人数はやや減少しています。

【介護予防普及啓発事業】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
健康教育等開催回数(回/年)	300	261	310	267	320	190
延べ参加人数(人/年)	4,600	3,965	4,700	3,722	4,800	2,700

資料: 健康教育実施報告台帳(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

○地域介護予防活動支援事業の「ふれあいいいききサロン」等の会場数は横ばい、令和元年度の延べ参加人数は、前年度をやや下回っています。

【地域介護予防活動支援事業】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
ふれあいいいききサロン(会場数)	88	88	89	87	90	80
いきいき健康アップ支援事業(地域版)(会場数)	24	23	25	23	26	23
運動ふれあい地域づくり支援事業(会場数)	22	18	24	17	26	17
延べ参加人数(人/年)	11,000	15,264	11,100	14,742	11,100	0

資料: 新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 介護予防普及啓発事業については、おでかけ健康教室を中心とした、保健師、栄養士、健康運動指導士による講話・運動指導を継続し、高齢者の健康増進に取り組んでいくことが必要です。
- 地域介護予防活動支援事業については、参加者の高齢化傾向がみられることから、地域の実情に合った教室運営を検討していく必要があります。

施策の展開（２）介護予防・生活支援サービス事業の実施

【これまでの主な取組内容】

- 要支援の人に対し総合事業に移行した訪問介護と通所介護のサービスを提供するとともに、要支援認定を受けた人又は基本チェックリストにより生活機能が低下した人を対象に、本市独自の基準によるサービスを提供しました。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
訪問型サービス利用者数 (人/月)	125	109	130	111	135	105
通所型サービス利用者数 (人/月)	315	303	320	294	325	263

資料：各年度3月 31 日現在、令和2年度は見込値

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 多様な主体によるサービスの充実が必要ですが、担い手不足等の問題により、新たな参入が困難な状況が続いているため、改善方策についての検討が必要です。

施策の展開（３）生活支援サービスの体制整備

【これまでの主な取組内容】

- 生活支援コーディネーターを圏域ごとに配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組を行いました。
- 民間企業、NPO、シルバー人材センター、生活協同組合、社会福祉協議会など、生活支援に係わる団体で構成された第1層協議体を設置し、支援ニーズの把握やサービスのマッチング、支援活動の創出等に関する協議を行いました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 地域での支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーターが、役割を十分発揮するためには、地域の多様な団体で構成される協議体が情報共有及び連携強化の場として十分機能し、高齢者の生活支援体制の充実が必要です。

施策の展開（４）在宅福祉サービスの推進

【これまでの主な取組内容】

- 告知放送端末を活用した緊急通報システムの運営を行いました。
- 消費生活相談や高齢者の特殊詐欺等被害防止対策を実施しました。
- 住宅用火災警報器の点検や警報器の本体交換について、周知や指導を行いました。
- 避難行動要支援者の情報を民生委員等と共有し、地域での支援体制の構築を進めるとともに、個別支援計画の策定を行いました。
- 介護手当など、家族介護者への経済的な負担の軽減を図りました。
- ふれあい送迎事業を実施しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ふれあい送迎バスの利用者数が減少していることから、外出支援サービス事業の見直しが必要です。
- 災害時の個別支援計画の策定が少ないことから、今後、より多くの策定に向けて取り組む必要があります。

基本目標４ 介護保険事業の充実と円滑な運営

施策の展開（１）介護保険サービスの質の確保・向上

【これまでの主な取組内容】

- 総合事業に取り組み、より身近で安価なサービス提供体制の構築を推進しました。
- 認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの居住系サービスとの調整を図り、居宅サービスの充実を図りました。
- 各事業所での運営推進会議に職員が出席し、必要な指導、助言等を行い、地域に開かれたサービスの質の向上を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 令和２年度に（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護を併設した施設を整備し、令和３年度に開設する予定です。引き続き、居住系サービスとの調整を図りつつ、居宅サービスの充実が必要です。

施策の展開（２）制度の適正・円滑な運営

【これまでの主な取組内容】

- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を促進し、平成31年度に3法人について助成を行いました。
- 新見市介護学生奨学支援金給付制度を創設し、市内の介護福祉士等を目指す学生に対して修学に必要な資金の給付を行い、介護人材の確保及び充実を図りました。
- 介護保険サービスにかかる苦情や相談の受付、制度について丁寧な説明等の対応を行いました。
- 福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、運営推進会議へ出席し、事業者や地域、利用者等との情報共有や協力体制づくりを強化しました。
- 事業所の実地指導を行い、実態把握や適正な助言をはじめ、必要に応じて改善命令を行うとともに、利用者からの苦情や不服申し立てに対する適切な指導、助言を行いました。
- 住宅改修・福祉用具販売等の点検数は、令和元年度が平成30年度を下回りましたが、その他は上回っています。

【介護給付適正化への取組の目標設定】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
要介護認定の適正化 (認定調査・点検実施数)(件)	2,100	2,175	2,100	2,411	2,100	2,400
ケアプランの点検件数(件)	100	88	115	102	120	108
住宅改修・福祉用具販売等の 点検(件)	400	394	400	363	400	450
医療情報との突合・縦覧点検 (件)	30	27	35	46	40	40
介護給付費通知件数(件)	4,600	4,321	4,650	4,827	4,700	4,900

資料：各年度3月31日現在、令和2年度は見込値

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 適正で公平な要介護認定や適正な介護給付の確保、利用者負担額軽減制度利用に向けて、引き続き取り組むことが必要です。
- 新見市介護学生奨学支援金給付制度の申請者は、年間数名程度と少なく、介護人材の確保、定着、育成に向けた制度の周知や見直し等の検討が必要です。
- 年々複雑になる制度について、適正な支援につなげるための努力が必要です。
- 今後も適切に実地指導を行い、さらなる介護サービスの質の向上を図ることが必要です。

基本目標5 高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備

施策の展開(1) 生きがい活動への支援

【これまでの主な取組内容】

- 広報等を活用し、「まなび広場にいみ」や各地域の公民館等で開催される生涯学習活動についての情報提供を行いました。
- 公民館等を地域づくり拠点として位置付け、各種教室やサークル活動、地域行事を通して高齢者の生きがいづくりを促進しました。
- 健康教室「いきいき健康アップ教室」や高齢者が取り組めるニュースポーツの普及を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 高齢者の地域活動への参画による、生きがいづくりに向けた検討が必要です。
- 高齢者の健康教室やニュースポーツへのさらなる参加を促進するため、工夫が必要です。
- 三世代交流の各種教室等において、知識・技能を継承できる講師（高齢者）の確保や、子育て世代の若い親の参加を促進することが必要です。
- 「老人憩いの家」を利用する人が減少しているため、高齢者のニーズを把握し、利用者増に向けた取組を検討することが必要です。

施策の展開(2) 社会参加活動の推進

【これまでの主な取組内容】

- シルバー人材センターの経営安定化を目指し、支援を行いました。
- 老人クラブ数は横ばい、加入率は横ばいで推移しています。

【老人クラブへの支援】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
クラブ数(件)	89	86	90	87	90	85
加入率(%)	42.5	46.3	42.7	46.3	43.0	44.3

資料:各年度3月31日現在、令和2年度は見込値

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- シルバー人材センターの会員数が減少しているため、継続的なサービスが提供できるよう、会員確保の取組が必要です。
- 老人クラブの加入促進に向けた取組への支援が必要です。

施策の展開（3）高齢者の住まいの確保

【これまでの主な取組内容】

- 高齢者及び重度身体障がい者の居宅における住宅改造への支援や、居宅での生活が困難な高齢者に、養護老人ホームへの入所措置を行いました。
- 住宅改修の件数は、令和元年度では減少しています。

【住宅改修】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
申請(件)	194	165	163

資料：各年度3月31日現在、令和2年度は見込値

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 住宅改修は、年々申請件数が減少傾向にあるため、制度の周知を図ることが必要です。
- 「哲西高齢者生活福祉センター」は施設の老朽化が進んでいることから、入居者が安心して生活できる環境の整備が必要です。

基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の展開（1）生活習慣病予防

【これまでの主な取組内容】

- 特定健康診査・後期高齢者健康診査は、がん検診と同時受診が可能な総合検診を実施しています。
- 医療機関で予約して受診できる個別健診も実施し、受診しやすい体制を構築しています。

【特定健康診査等受診状況】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
特定健康診査受診率(%)	38.0	33.1	39.0	37.1	40.0	30.0
特定保健指導利用率(%)	25.0	24.4	26.0	21.9	27.0	20.0
後期高齢者健康診査受診率(%)	20.0	23.9	20.0	25.1	20.0	20.0
国保人間ドック受診者数(人/年)	950	814	950	912	950	869
後期高齢者人間ドック受診者数(人/年)	600	573	600	606	600	556

資料：新見市市民課事業報告書(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

○健康教育の延べ参加人数はほぼ横ばいですが、健康相談については、増加傾向にあります。

【がん検診受診状況】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
胃がん受診率(%)	40.0	24.3	40.0	21.1	40.0	18.4
結核・肺がん受診率(%)	40.0	33.8	40.0	38.0	40.0	32.7
乳がん受診率(%)	40.0	22.1	40.0	28.1	40.0	26.8
子宮頸がん受診率(%)	40.0	18.4	40.0	20.5	40.0	11.2
大腸がん受診率(%)	40.0	32.4	40.0	35.7	40.0	30.8
前立腺がん受診率(%)	40.0	25.5	40.0	21.6	40.0	18.9

資料：新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

【健康教育・健康相談】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
健康教育						
開催回数(回/年)	360	282	370	279	380	200
延べ参加人数(人/年)	5,300	4,285	5,400	4,058	5,500	3,000
健康相談						
開催回数(回/年)	17	20	18	34	20	28
延べ参加人数(人/年)	200	146	210	1,766	230	1,601

資料：新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 各種健診等の受診率向上に向け、受診環境の整備を進める取組が必要です。

施策の展開(2) 健康維持・増進

【これまでの主な取組内容】

○健康づくり連絡会では、こども部会、おとな部会、高齢者部会が連携し、健康の課題に向けた取組を実施しました。

○いきいき健康アップ支援事業については、運動を重視した介護予防活動を実施しました。

○インフルエンザ接種率、肺炎球菌接種率は令和元年度で前年度を上回っています。

【いきいき健康アップ支援事業】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
広域版参加人数(人/年)	260	279	270	276	280	140
地域版実施団体数 (会場数)	24	23	25	23	26	23
地域版延べ参加人数	3,400	3,271	3,500	3,144	3,600	3,107

資料:新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種】

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
インフルエンザ接種率(%)	60.0	57.0	65.0	57.6	70.0	65.0
肺炎球菌接種率(%)	20.0	18.2	21.0	23.4	22.0	22.0

資料:新見市健康づくり課事業報告書(各年度3月31日現在、令和2年度は見込値)

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 健康づくり連絡会については、地域運営組織も立ち上がってきていることから、地域で行う健康づくりの推進方法を検討していく必要があります。
- 「いきいき健康アップ支援事業」の新規参加者を確保するため、運動の定着に向けた取組の推進や教室内容の充実を図ることが必要です。

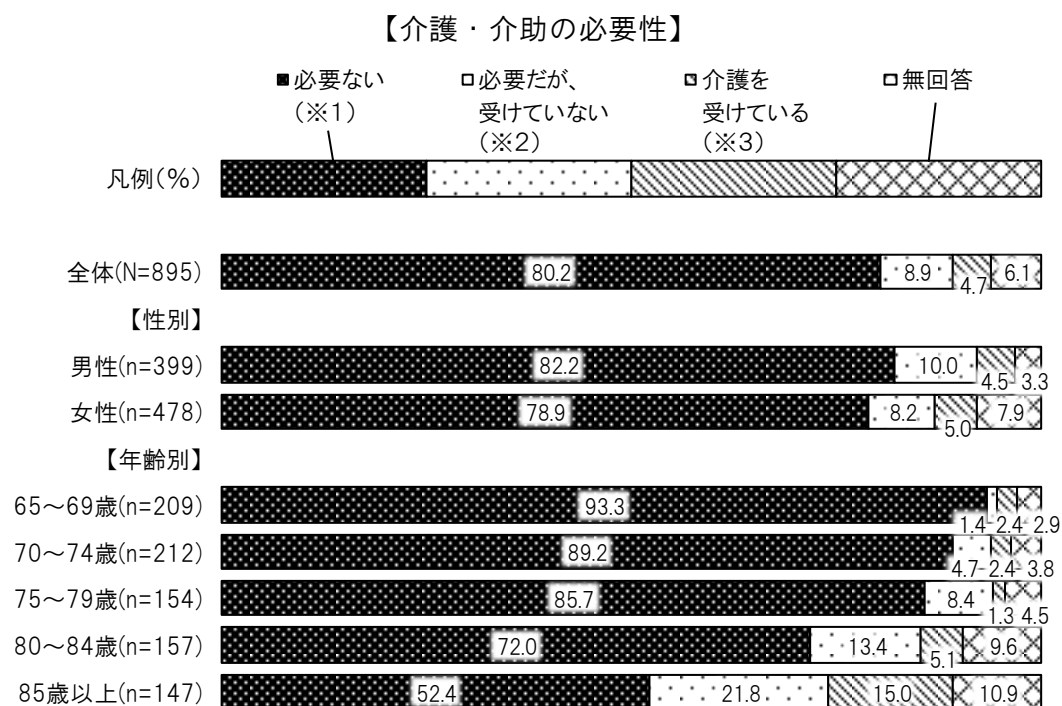
2 アンケート結果から読み取れる現状と課題

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から読み取れる課題】

(1) 家族や生活状況について

○家族構成をみると、男性は女性に比べ「夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の割合が高く、女性は「独り暮らし」の高齢者が多くなっています。

○介護・介助の必要性については、年齢が上がるほど介護が必要となる傾向にあり、特に 85 歳以上になると急速に介護・介助の必要性が増え、介護・介助が必要又は受けている人は、合計で4割近くを占めています。



※1: 介護・介助は必要ない

※2: 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない

※3: 現在、何らかの介護を受けている

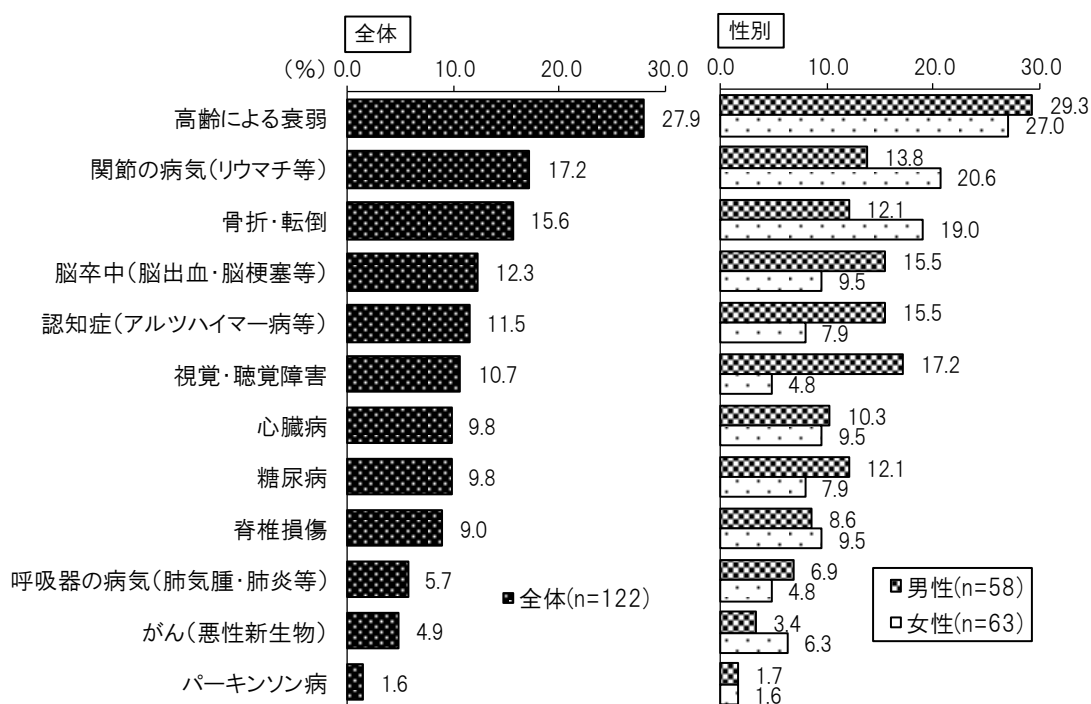
注1: 単位は%。集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。

注2: 2つ以上の回答を可能とした複数回答設問の場合、その回答比率の合計は 100%にならない場合がある。

注3: 図表や文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)である。全標本数を示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記している。(以下同様)

○介護・介助が必要になった主な原因については、「高齢による衰弱」や「関節の病気（リウマチ等）」「骨折・転倒」などが多くなっています。

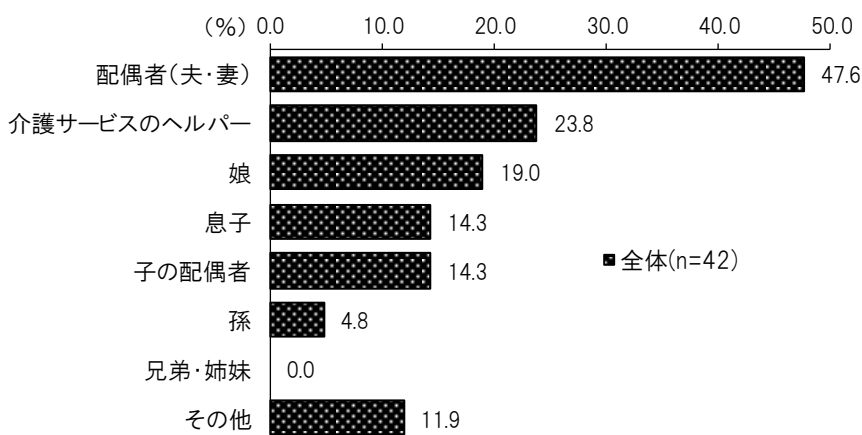
【介護・介助が必要になった主な原因】



注：図表によっては「その他」や「無回答」を省略している場合がある。（以下同様）

○主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」をはじめ、「介護サービスのヘルパー」「娘」などが続きますが、男性は「介護サービスのヘルパー」が女性を大きく上回っており、女性は「配偶者（夫・妻）」などの割合が高く、性別によって違いがみられます。

【主な介護・介助者】



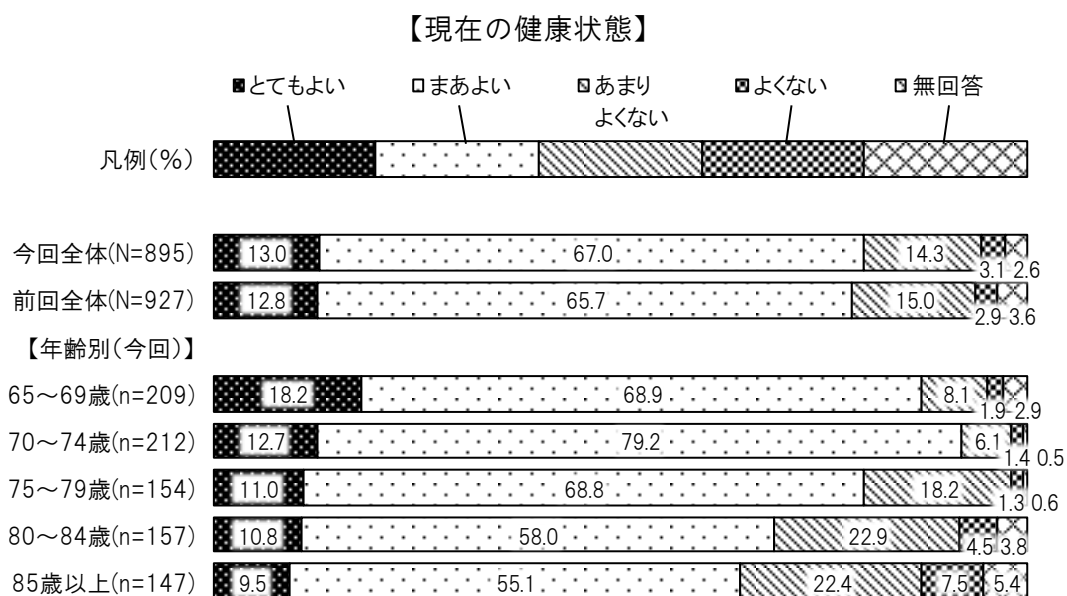
○現在の暮らしの状況については、約3割が「苦しい」と回答しており、介護状況別では介護が必要な層でその割合が高くなっています。

【今後の課題】

- 住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、「家族介護」による負担の軽減を図り、ニーズに応じた適切な生活支援サービスの提供や医療機関との連携など、引き続き地域包括ケアに軸足を置いた支援施策の充実が求められます。
- 性別や年齢に応じた健康診断の実施、糖尿病や高血圧など生活習慣病の予防、骨粗しょう症などに対する予防対策、事後のフォローなどが必要です。
- 高齢化の進行に伴う独り暮らしの高齢者の増加や、約3割が暮らしの状況を苦しいとしている状況に配慮し、相談支援等の充実が必要です。
- 今後の更なる「老々介護状態の増加」を見込み、高齢者であっても高齢者を支えることができる環境の整備を図る必要があります。

(2) 身体状況等について

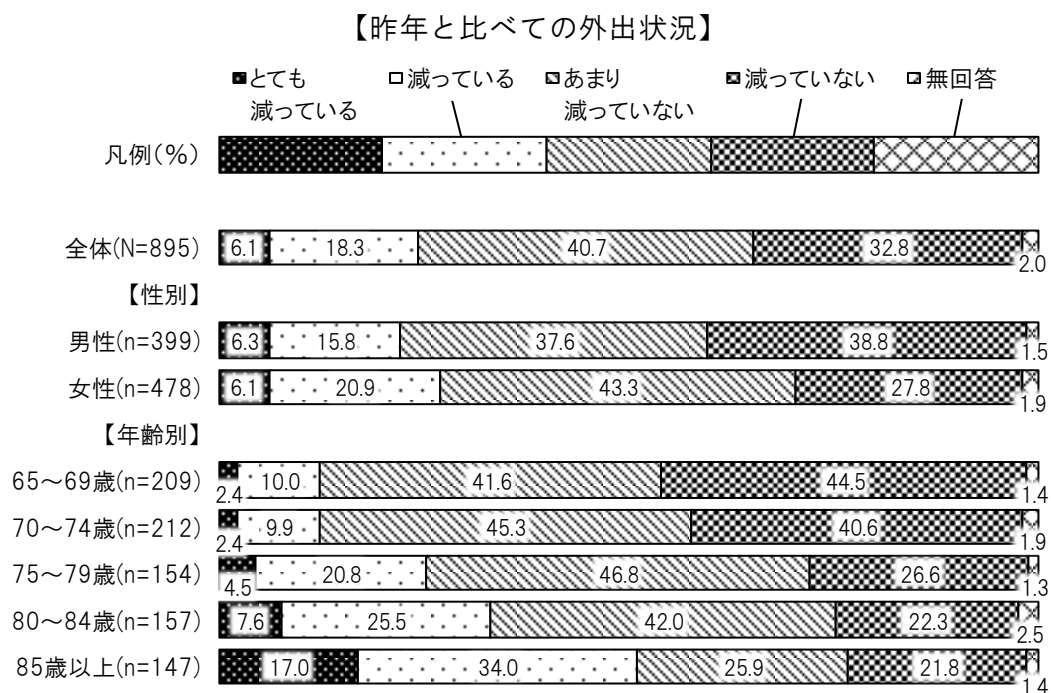
- 現在の健康状態については、大半が「よい」と回答していますが、「よくない」の合計も約2割みられます。年齢が上がるほど「よくない」の割合が増える傾向にあり、80歳以上になると合計で約3割を占めています。



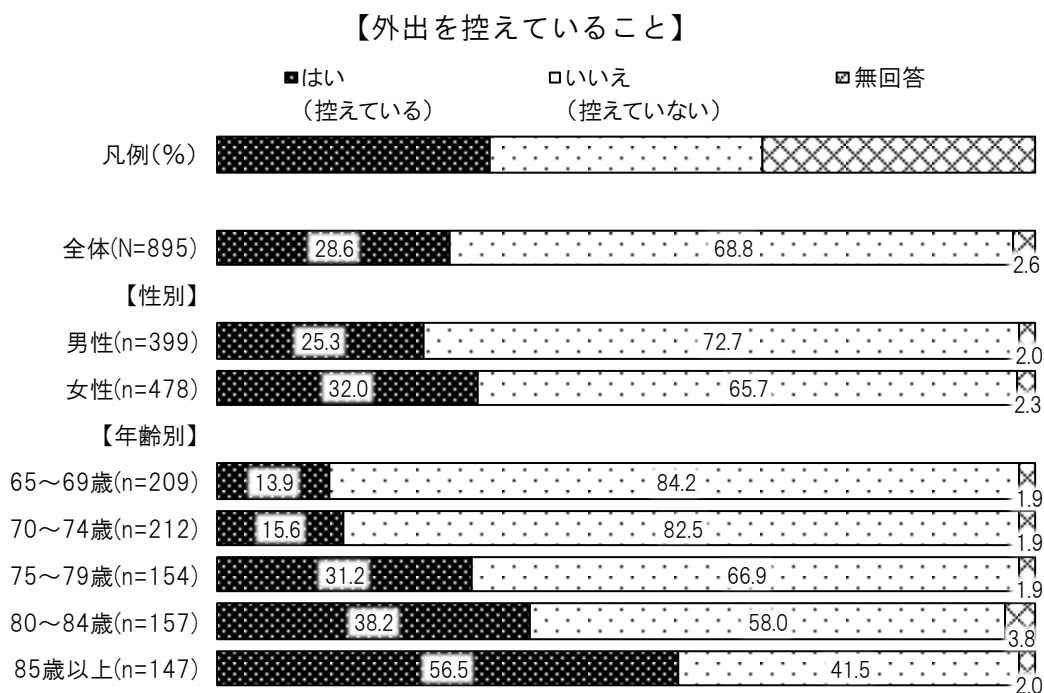
注：平成29年に実施した第7期計画策定時のニーズ調査を「前回」と表記している。(以下同様)

- 階段を昇ること、椅子に座った状態からの立ち上がり、15分くらい続けて歩くことについては、それぞれ6～7割程度が「できるし、している」と回答していますが、いずれも加齢に伴い「できない」人が増加する傾向にあります。
- 一方で、過去1年間に転んだ経験については、全体の3割以上が「ある」と回答しており、半数以上の高齢者が転倒に対して不安感を示しています。特に、不安を感じる人は女性に多く、また加齢に伴い増える傾向にあります。

○外出状況について、昨年と比べ「減っている」の合計は、およそ4人に1人の割合となっており、女性でその割合が高くなっています。また、特に75歳以上になると「減っている」の割合が高くなっています。

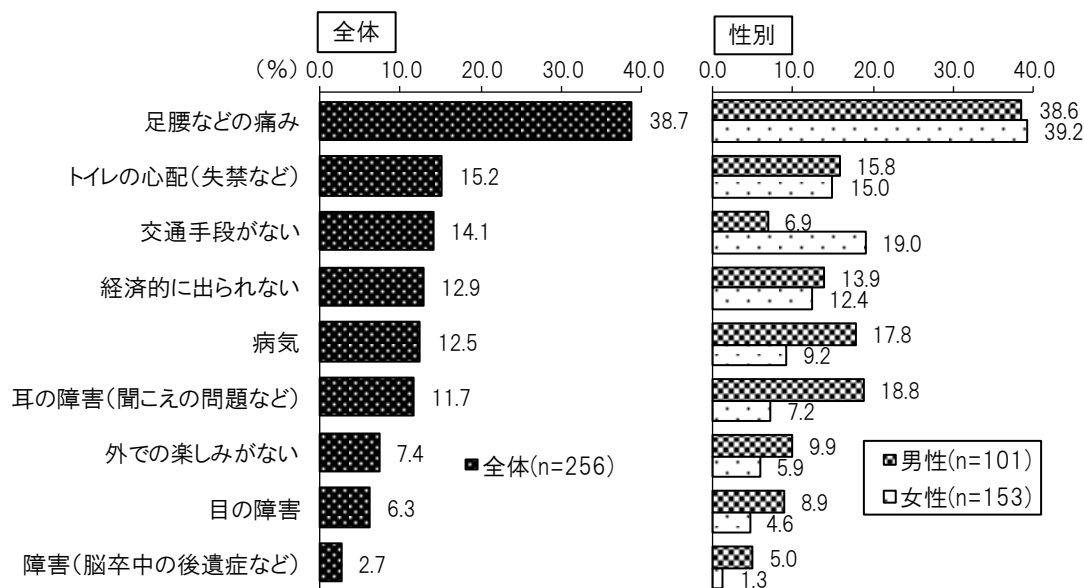


○外出については、約3割が「控えている」と回答しており、男性に比べ女性の割合が高くなっています。また、年齢が上がるほど「控えている」の割合が増える傾向にあります。



○外出を控えている理由は、身体的な要因である「足腰などの痛み」「トイレの心配（失禁など）」に加え、「交通手段がない」などの理由もあげられます。

【外出を控えている理由】



○外出する際の移動手段については、全体の約6割が「自動車（自分で運転）」と回答しており、特に男性の割合が高くなっています。

○固いものの食べにくさ、お茶や汁物等でむせること、口の湯きについては、いずれも加齢に伴い該当する人が増加する傾向にあります。

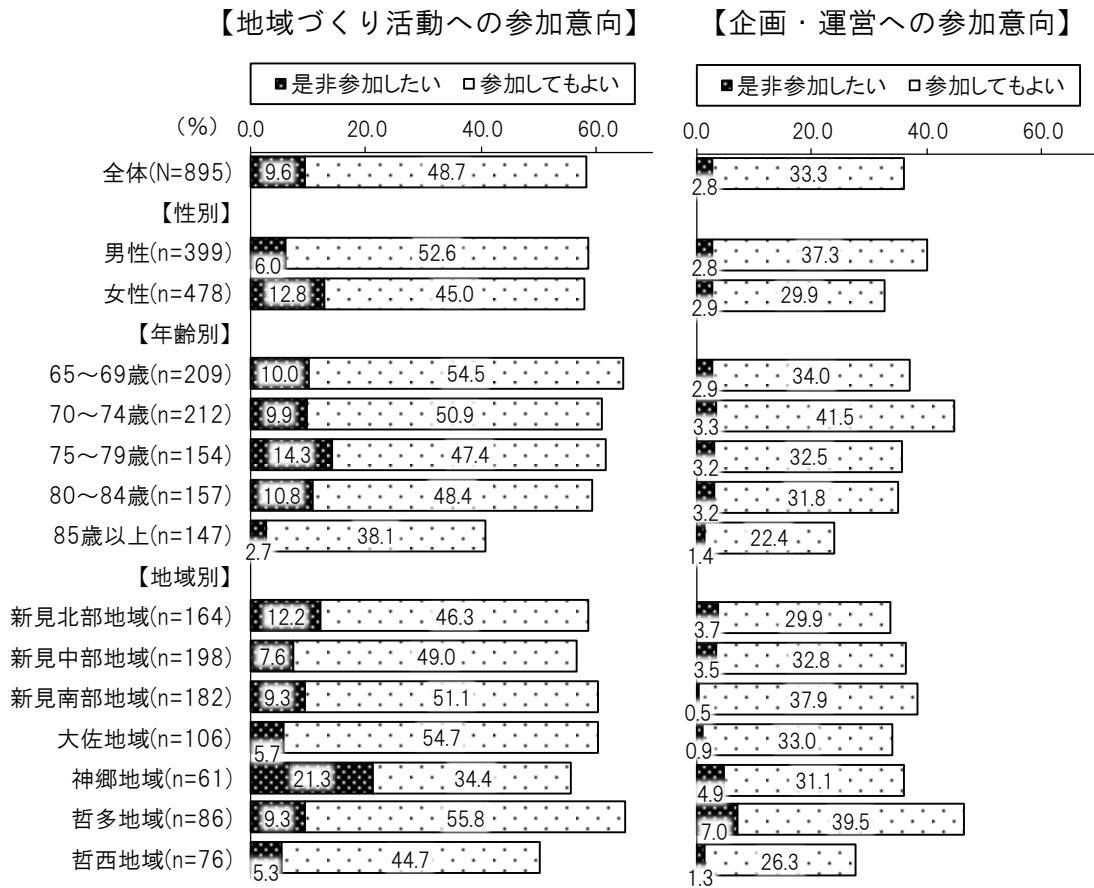
○歯の状況については、入れ歯を利用している高齢者は約6割みられます。

【今後の課題】

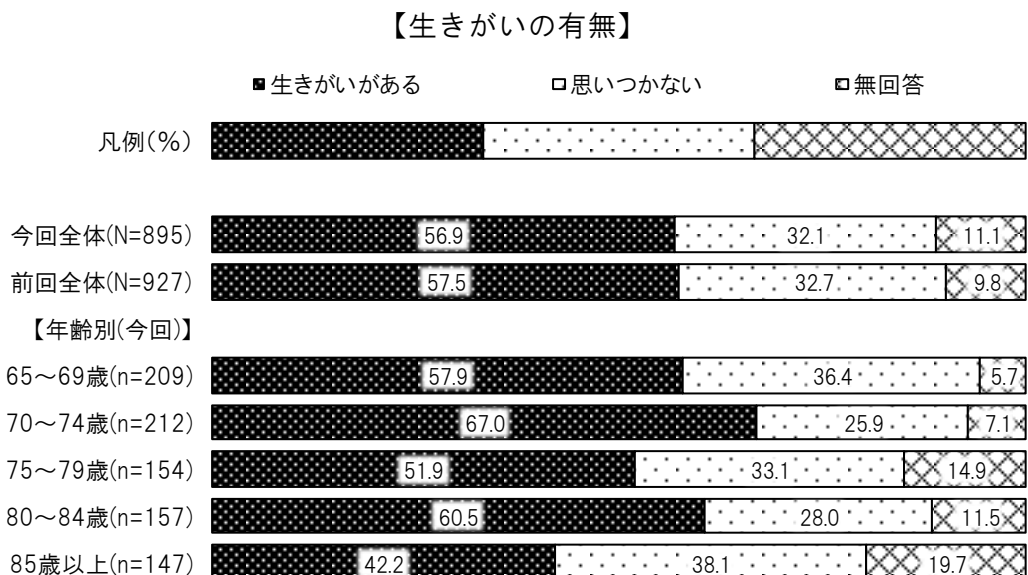
- 独り暮らしの高齢者や高齢者世帯が増える中、転倒防止をはじめ、閉じこもりや低栄養、うつや認知症等の要介護につながるリスクを防ぐための、介護予防の充実が必要です。
- 高齢者の外出手段の確保や、主体的に外出しやすい環境づくりを促進することにより、「元気な高齢者」を増やすことで社会参加を促進し、自身の介護予防につながる仕組みづくりが必要です。
- 口腔衛生に関しては、「新見市健康増進計画」の施策等との連携を強化し、歯科検診の定期受診率向上を目指すとともに、引き続き「8020運動」の促進や口腔全般の機能向上を図る取組が必要です。

(3) 地域での活動について

○地域づくり活動へは約6割が参加意向を示しており、その企画・運営には3割以上の人
が参加意向を示しています。企画・運営への参加意向は、特に男性や70～74歳の年齢
層、哲多地域で多くみられます。



○生きがいについては、6割近くが「ある」と回答しており、70～74歳でその割合が高
くなっています。



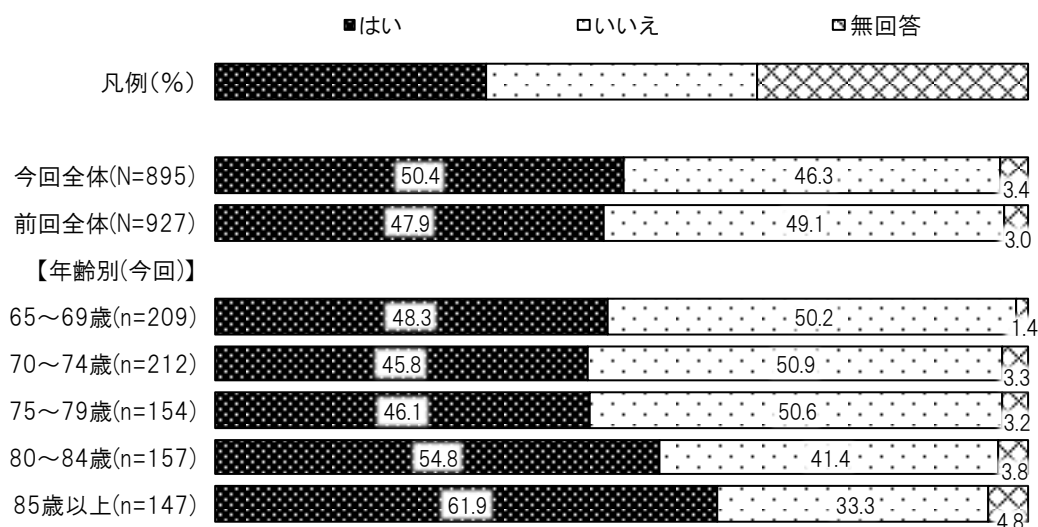
【今後の課題】

○孤立や閉じこもりを予防するために、個人及び地域における運動の習慣化、集いの場づくり、生きがいづくりなど、地域ぐるみで健康増進を図ることが重要です。

(4) 認知症について

○物忘れについては、「はい（多いと感じる）」が半数みられ、その割合は男性で高く、年齢別では80歳以上、介護状況別では介護が必要な層で高くなっています。

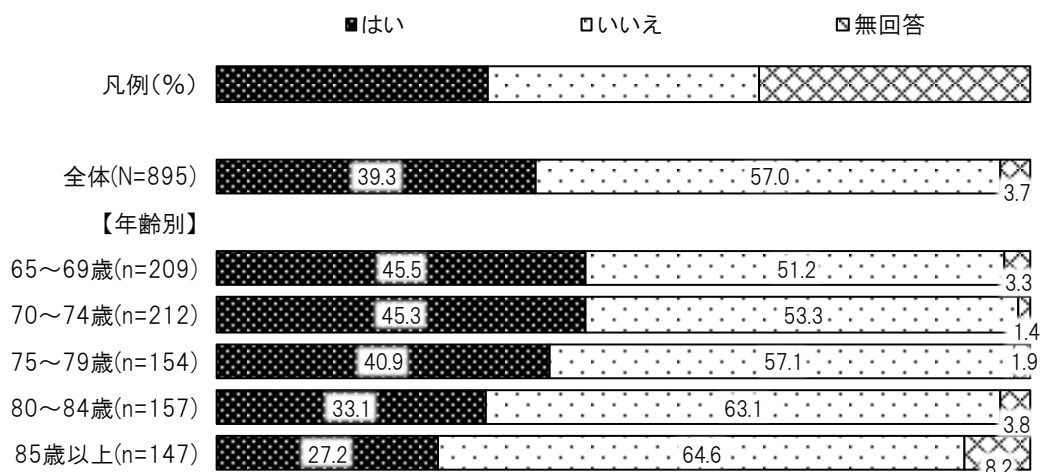
【物忘れが多いと感じること】



○今日の日にちの認識、バスや電車を使った外出、食品・日用品の買物など、いずれも問題がない人が大半を占めていますが、加齢に伴い「できない」人が増加する傾向にあり、特に85歳以上が目立っています。

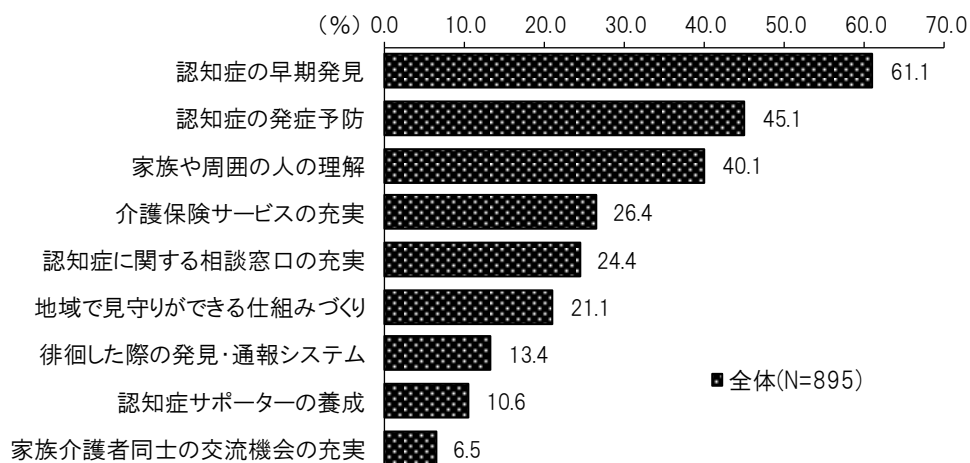
○認知症の相談窓口については、6割近くが「いいえ（知らない）」と回答しており、加齢に伴いその割合が増える傾向にあります。

【認知症の相談窓口の認知率】



○認知症施策としては、「認知症の早期発見」や「認知症の発症予防」「家族や周囲の人の理解」などが求められています。

【必要だと思う認知症施策（上位項目抜粋）】



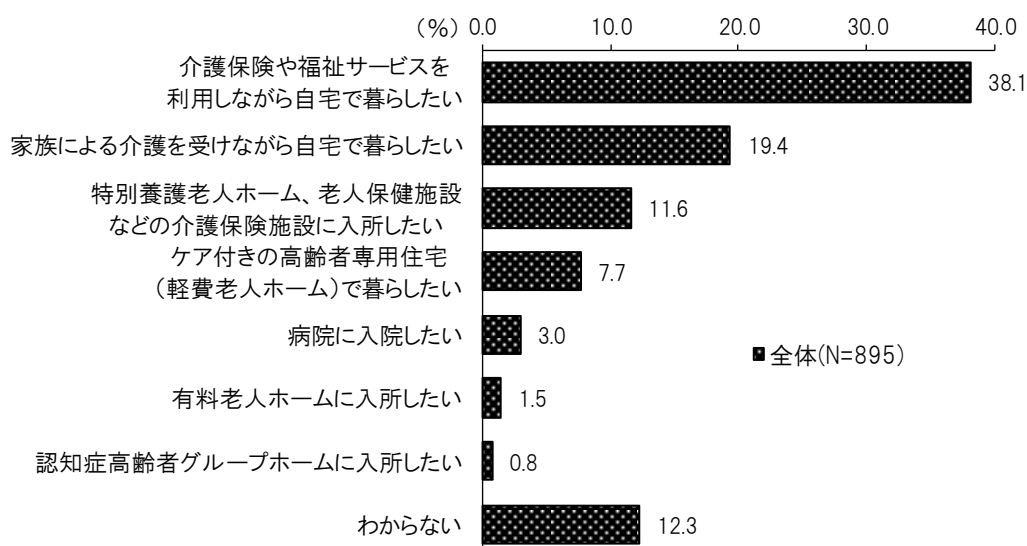
【今後の課題】

- 寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病は、食生活や運動などの生活習慣の影響を受けることから、全ての世代において、健康的な生活習慣を実践し、病気やその重症化を予防するための取組が重要です。
- 認知症対策として、認知症を正しく知ってもらう啓発活動から、早期発見・早期対応、適切な医療・介護等のサービスの確保、家族への支援体制等を構築し、認知症の進行段階に応じた適切な対応が必要です。

(5) 安心できる住まいの確保について

○介護が必要となった場合については、「介護保険や福祉サービスを利用しながら自宅で暮らしたい」が約4割を占め最も多く、次いで「家族による介護を受けながら自宅で暮らしたい」が続き、大半の人が「自宅での生活」を希望しています。しかし、特別養護老人ホーム等の施設に入所したい人も一定程度みられます。

【介護が必要となった場合に望む生活】



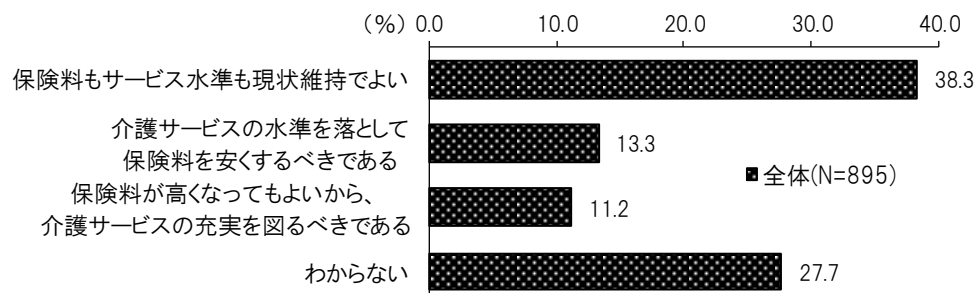
【今後の課題】

○できるだけ高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な不安の払拭に向けた情報提供や相談支援に加え、地域住民との協働による高齢者への見守り活動の推進が必要です。

(6) 行政の取組について

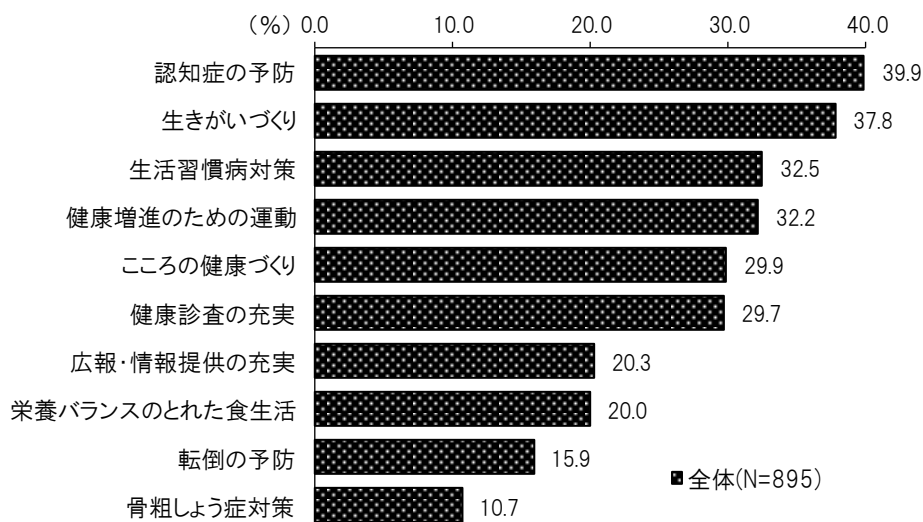
○介護保険料と介護サービスの在り方については、「保険料もサービス水準も現状維持でよい」が約4割を占め最も多くなっています。

【介護保険料と介護サービスの在り方について】



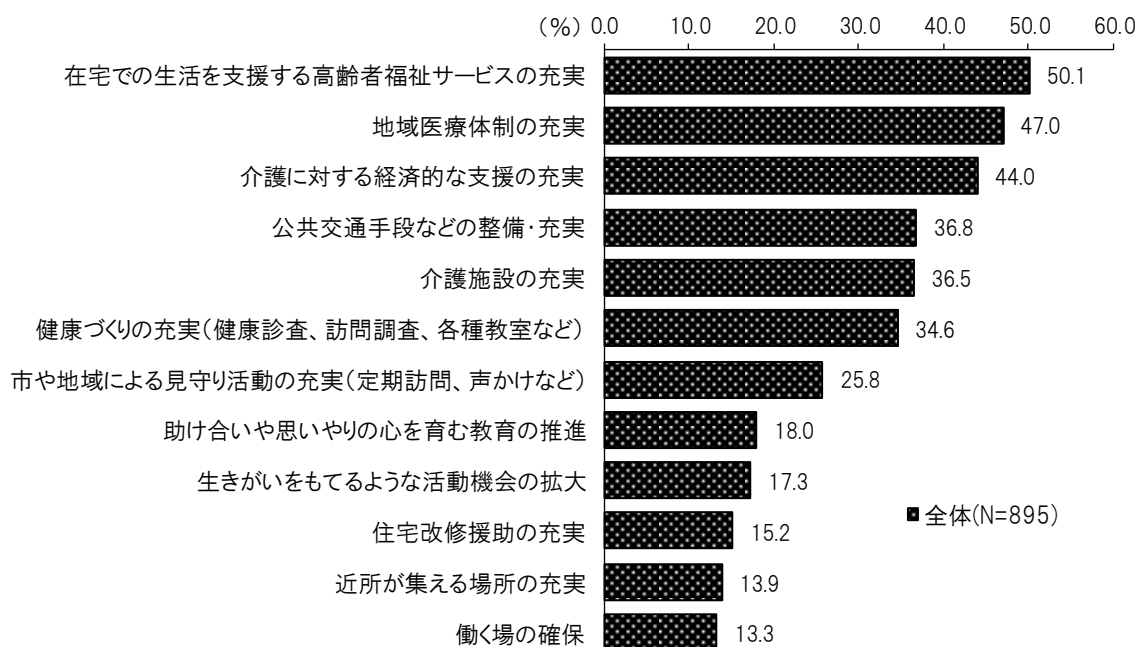
○介護予防としては、「認知症の予防」が最も多く、次いで「生きがづくり」「生活習慣病対策」「健康増進のための運動」などが求められています。

【介護予防として市が力を入れるべきこと（上位項目抜粋）】



○高齢者施策については、「在宅での生活を支援する高齢者福祉サービスの充実」をはじめ、「地域医療体制の充実」「介護に対する経済的な支援の充実」など多岐にわたる施策が求められています。

【行政に期待すること（上位項目抜粋）】



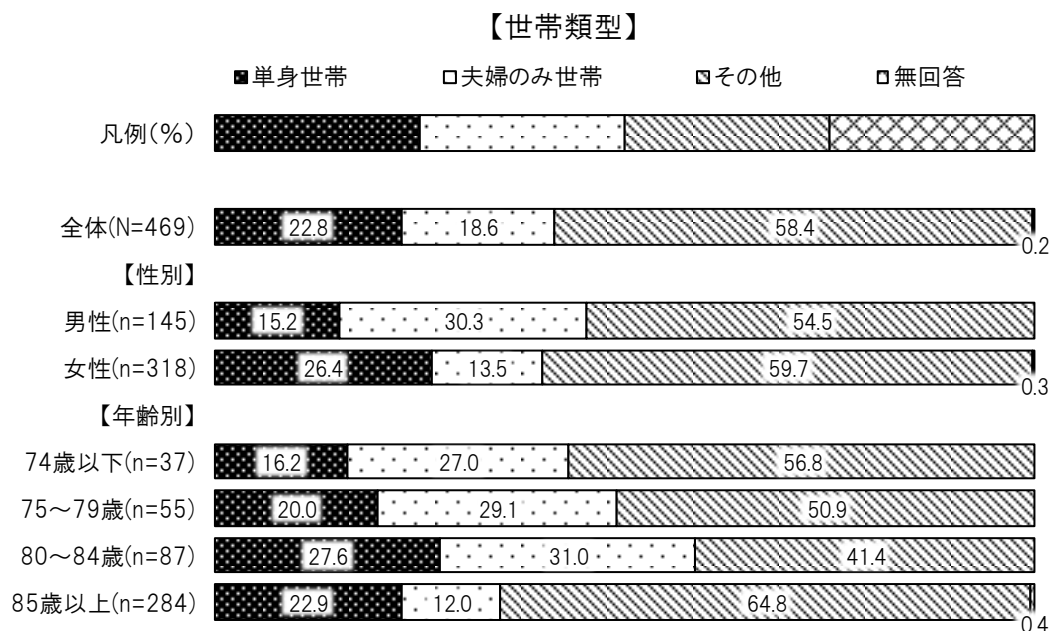
【今後の課題】

○引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向けた市内横断的な取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防の推進や高齢者福祉サービスの充実などが必要です。

【在宅介護実態調査結果から読み取れる課題】

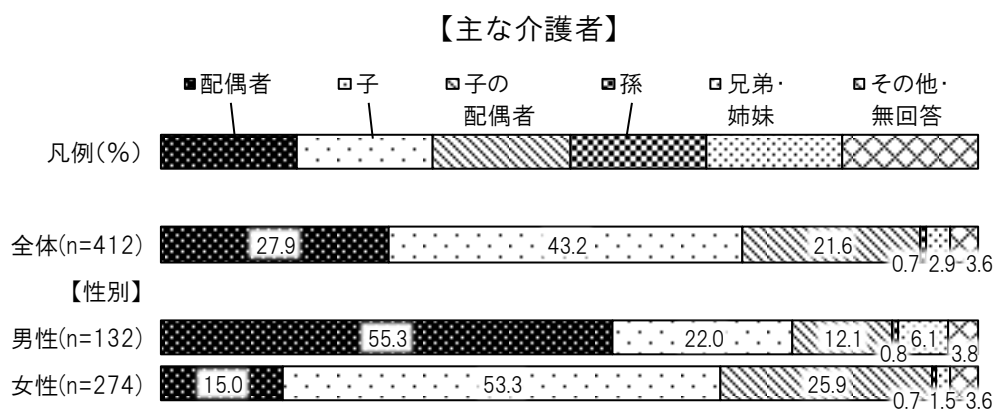
(1) 家族や生活状況について

○在宅で生活している認定者の約2割が「単身世帯」であり、女性の割合が高く、特に80歳以上で多くみられます。



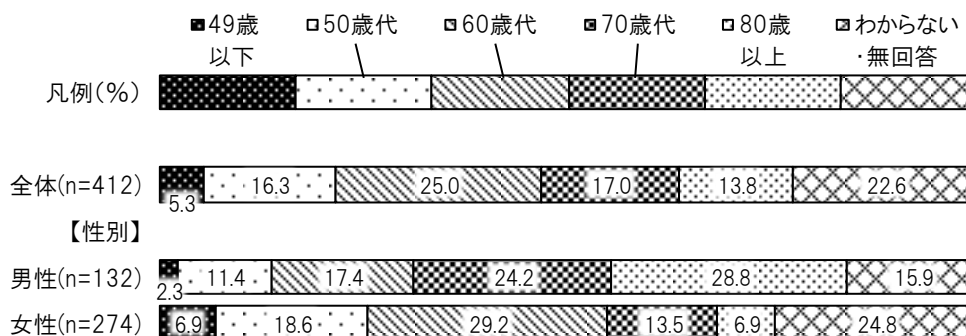
○家族や親族による介護について、男性は「ほぼ毎日ある」の割合が約8割を占め、女性を大きく上回っています。

○主な介護者は、男性は「配偶者」、女性は「子」「子の配偶者」が多く、特に85歳以上で「子の配偶者」が多くなっています。



- 主な介護者の性別は、「男性」と「女性」の比率がおおむね3：7に近い割合となっており、特に男性の場合、介護者は「女性」が約8割を占めています。
- 主な介護者の年齢は、本人が79歳以下の場合「70歳代」の割合が高いなど、「老々介護」の状況がうかがえます。

【主な介護者の年齢】



- 家族や親族による介護の内容については、「掃除、洗濯、買物等」「食事の準備（調理等）」「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が、それぞれ6割を超えています。
- 現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービス利用については、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「配食」「見守り、声かけ」などが多くなっていますが、いずれも1割未満の利用状況です。
- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買物など）」「見守り、声かけ」などのニーズが比較的高くなっています。一方、施設等の入所については、「入所・入居は検討していない」が7割以上を占めているものの、希望者は2割程度みられ、特に男性で多くなっています。

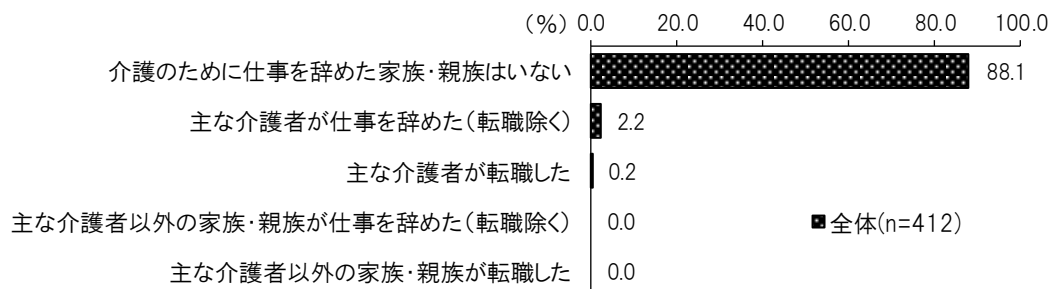
【今後の課題】

- 本人及び介護者共に高齢となっている「老々介護」世帯について、引き続き住み慣れた地域で安心して生活し続けられるためには、認定者本人の健康はもとより、家族介護者の健康維持や介護負担が軽減される支援の充実が求められます。
- 身近できめ細かなサービスを受けられる体制を構築し、家族介護者の交流やリフレッシュなどの取組の充実が求められます。
- 日常の家事や外出支援、声掛けなど、介護者のみならず、地域住民との協働による高齢者への見守り活動の推進が必要です。

(2) 仕事と介護の両立に向けた支援について

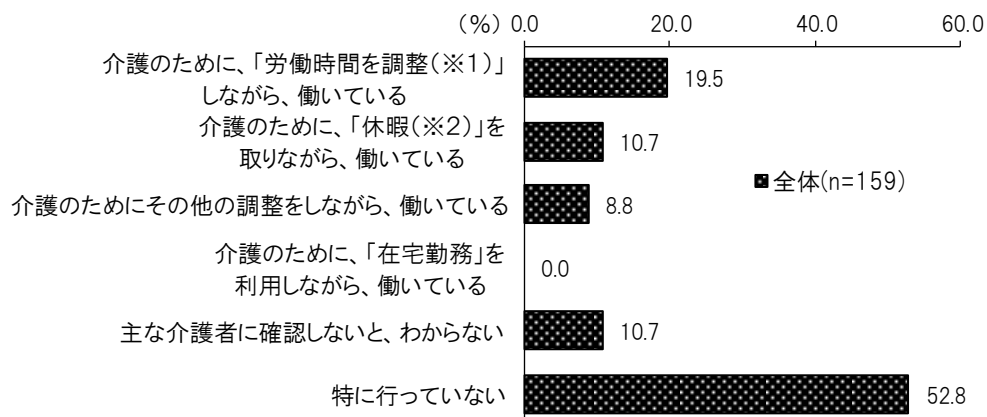
○主な介護者の勤務形態については「フルタイム」と「パートタイム」を合わせて約4割が「就労者」となっています。介護者の介護を理由とした離職については、大半が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

【介護を理由とした離職について】



○介護に当たっての働き方の調整等については、「特に行っていない」が約半数みられますが、「介護のために、労働時間を調整しながら働いている」が約2割、次いで「介護のために、休暇を取りながら働いている」「介護のためにその他の調整をしながら、働いている」が続きます。

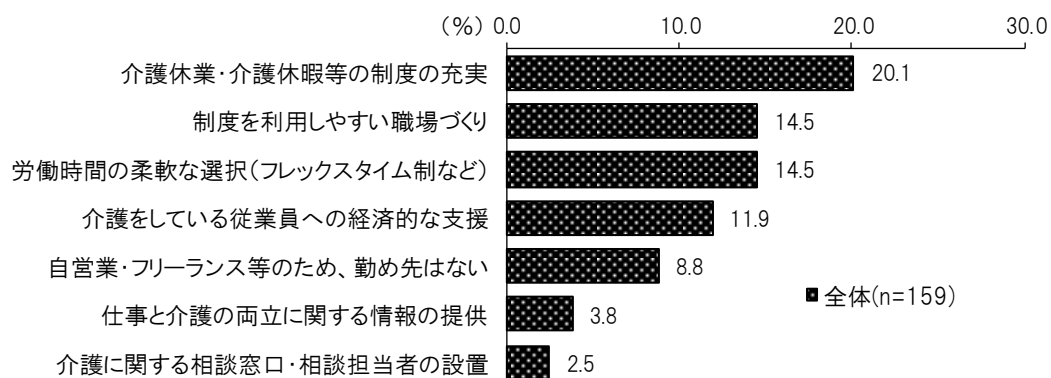
【介護に当たっての働き方の調整等について】



※1: 残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等
 ※2: 年休や介護休暇等

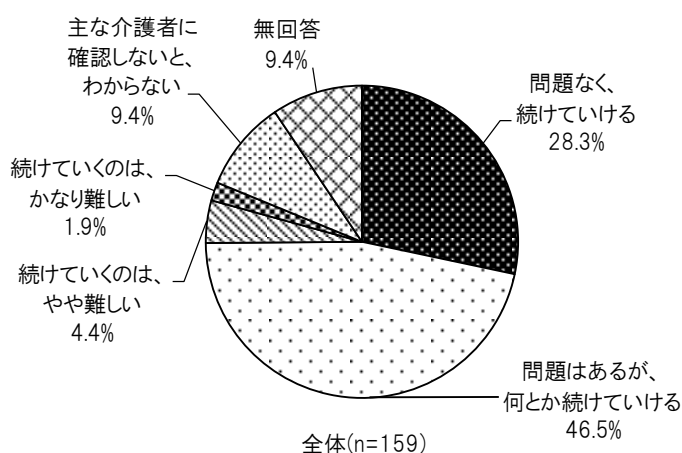
○主な介護者のニーズとしては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が多く求められています。

【仕事と介護の両立に効果的な支援（上位項目抜粋）】



○仕事と介護の両立の継続については、「問題なく、続けていける」が約3割、「問題はあるが、何とか続けていける」が4割以上を占めています。

【仕事と介護の両立について】



○主な介護者が感じる不安は、「認知症状への対応」をはじめ、「外出の付き添い、送迎等」「日中の排泄」「夜間の排泄」などがあげられます。

【今後の課題】

- 企業等に対する、介護休業等の利用促進や制度を利用しやすい環境整備に向けた啓発活動の充実が必要です。
- 早い段階からの認知症予防の取組が引き続き重要な課題となっています。そのため、認知症サポーターやキャラバン・メイト増員のための施策の充実はもとより、地域の住民同士による支え合い、助け合いの意識醸成をはじめ、地域福祉をより一層推進する仕組みづくりが必要です。

次回以降にご提示予定の内容について

(章立て等は変更になる場合があります)

第4章 基本理念・基本目標

- 1 計画の基本理念
- 2 重点目標
- 3 施策の体系

「施策体系案」については
別紙「資料4」をご参照ください。

第5章 施策の展開

(注：項目立ては案です。)

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 認知症対策の推進
- 3 生活支援の充実
- 4 介護保険事業の充実と円滑な運営
- 5 介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進
- 6 生きがいづくりと社会参加の推進

第5章以降は、次回以降に
お示し予定です。

第6章 介護保険サービス等の見込み

施策体系の更新案

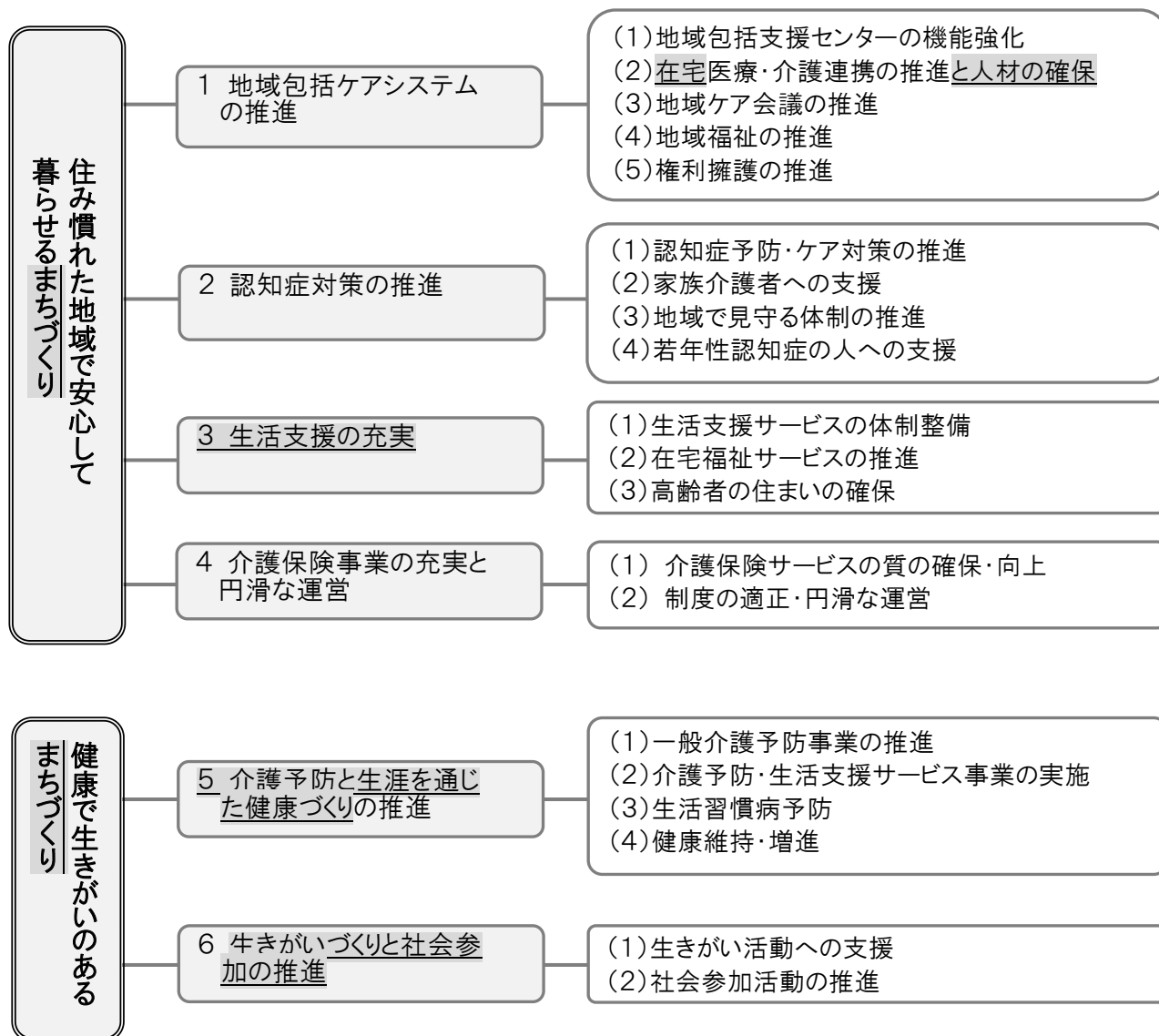
基本理念

『共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ』

【重点目標】

【基本目標】

【施策の展開】



【第7期からの変更点(上表の網掛け下線部分)について】

- 基本理念は継続。
- 国の基本指針に沿って、「介護予防」と「健康づくり」を融合し、「5 介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進」に変更。
- 第7期では「5 高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備」(上記案では「6 生きがいづくりと社会参加の推進」に変更)の中に「高齢者の住まいの確保」が入っていたものを、今回は「3 生活支援の充実」の中に組み直し。
- 基本指針の記載充実項目である「人材の確保」については「1 地域包括ケアシステムの推進」の中に組み込み、「災害や感染症に対する備え」は、「3 生活支援の充実」の中に組み込む予定。
- 重点目標の文言を「…まちづくりをめざして」から「…まちづくり」と、できるだけ短い言葉に見直し。